



# 鞍手町庁舎等建設基本計画

平成29年12月

鞍手町

---

---

---



# 目次

はじめに	1
第1章 建設計画に関する検討	
1. 建設地について	2
(1) 役場庁舎の現況	2
(2) 建設地の決定	3
2. 建設地の現状調査	4
(1) 立地特性	4
(2) 周辺環境への影響	16
(3) 地盤状況	18
3. 敷地条件の整理	19
(1) 道路条件	19
(2) インフラの状況	20
(3) 自然環境の状況	22
第2章 新庁舎建設の基本方針	
1. 上位計画の位置付け	24
2. 基本方針	25
基本方針1：町の中心拠点にふさわしい魅力ある機能創出	25
(1) 保健センター及び福祉センター機能を併設し、町民交流を活性化	25
(2) イベントスペースや周辺施設との連携により、町の魅力を発信	25
基本方針2：安全・安心な暮らしを支える防災拠点	26
(1) 防災センターの併設による防災機能の強化	26
(2) 医療及び避難拠点との連携による迅速な災害対応	26
基本方針3：町民・職員が利用しやすい施設	26
(1) 町民が利用しやすい施設	26
(2) 職員が効率的・効果的に業務を行える執務空間	26
(3) 町民に開かれた議会	26
基本方針4：地球環境に優しく、周辺と調和	27
(1) 環境負荷に配慮した計画	27
(2) 周辺との調和に配慮した計画	27
基本方針5：財政状況を踏まえたコンパクトな施設	27
(1) 既存施設の有効活用による新設面積の縮減	27
(2) 将来負担を残さない適正規模	27
第3章 建築計画条件の検討	
1. 新庁舎等の規模検討	28
(1) 新庁舎に関する規模算定	28
(2) 複合施設に関する規模算定	29
(3) 新庁舎等の想定規模	30
2. 新庁舎等における諸室の考え方	31
(1) 庁舎会議室について	31
(2) 防災センターについて	31
(3) 複合施設（施設の集約化）について	32
(4) 交流ゾーンについて	35

3. 駐車場及び駐輪場の必要台数 .....	36
(1) 現庁舎の利用状況の整理 .....	36
(2) 来庁者及び職員の駐車場スペースの想定 .....	37
(3) 来庁者及び職員の駐輪場スペースの想定 .....	39
(4) まとめ .....	40
4. 建設地における建設条件 .....	41
(1) 道路等の整備について .....	41
(2) 建設地と周辺公共施設との関係性について .....	41
(3) ゾーニング計画について .....	42
5. 構造の検討 .....	44
(1) 防災拠点としての庁舎 .....	44
(2) 新庁舎における構造の検討 .....	45
6. 機能構成の検討 .....	46
(1) 空間構成イメージ .....	46
(2) 部署配置の考え方 .....	46
(3) 新庁舎の主要な機能の空間構成 .....	47
(4) 複合施設の主要な機能の空間構成 .....	49

#### 第4章 事業計画に関する検討

1. 事業スケジュール .....	50
2. 概算事業費と財源 .....	51
3. ライフサイクルコスト .....	52

#### 参考資料

1. 鞍手町庁舎等建設検討委員会設置要綱・委員名簿 .....	54
(1) 鞍手町庁舎等建設検討委員会設置要綱 .....	54
(2) 委員名簿 .....	55
2. 策定経緯 .....	56
3. 諮問・答申 .....	57
(1) 諮問書 .....	57
(2) 中間答申書 .....	58
(3) 最終答申書 .....	61
4. 役場新庁舎建設に関する町民アンケート結果の概要 .....	63
(1) 調査概要について .....	63
(2) 調査結果の概要について .....	64
5. 庁舎等建設基本計画（案）に対するパブリック・コメントの実施結果 .....	66
(1) 意見募集の概要について .....	66
(2) 実施結果と対応について .....	66
(3) 提出された意見と町の考え方について .....	67

## はじめに

昭和30年1月1日、旧剣町、旧西川村、旧古月村の1町2村合併により鞍手町が誕生しました。現在の役場庁舎は、この合併を機に昭和31年度に建設され、増築を重ね現在の形となっています。

近年、日本国内においては大地震が多発しており、比較的安全と思われていた九州においても、昨年4月の熊本地震では自治体庁舎をはじめ周辺地域に大きな被害をもたらしました。

今回の熊本地震や平成17年の福岡県西方沖（福岡県北西沖）地震では、本町でも震度4を観測しましたが、幸いにも住家等の被害はありませんでした。しかし、将来、震度7クラスの大規模な地震が発生した場合には、建築後61年が経過し耐震化も未実施である現在の役場庁舎は崩壊の危険性があり、そのような状況においては、役場庁舎が、町民の生命と財産を守る防災拠点としての役割を果たすことはできません。また、少子高齢化や人口減少が進む中で、町民が集い交流を図ることのできるまちの拠点を整備するためにも、役場庁舎の移転建替えは必要であると判断いたしました。

建設地や規模機能などの具体的な検討にあたりましては、町の最上位計画である第5次総合計画及び都市計画マスタープランの中で掲げられている都市機能の集約の方針を軸として、行政内部に設置する鞍手町庁舎等建設推進本部においてボトムアップによる検討を重ねた上で、町の附属機関である鞍手町庁舎等建設検討委員会に諮問し、慎重なるご審議を賜り12月22日に最終の答申をいただきました。今回の役場庁舎の建替えは、都市機能の集約による「核」の形成であり、その「核」を中心に周辺地域へ波及させていくことが新たなまちづくりを進める上で重要であると考えています。これからの50年先、60年先において、まちのシンボルとして機能する庁舎等の建設を実行していくため、このたび、「鞍手町庁舎等建設基本計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたりまして、長期間にわたりご審議を賜りました鞍手町庁舎等建設検討委員会委員の皆様をはじめ、住民アンケート調査やパブリック・コメント等により貴重なご意見・ご提言を賜りました町民の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後とも本町の発展のため一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年12月

鞍手町長 徳島 眞次

## 第1章 建設計画に関する検討

### 1. 建設地について

#### (1) 役場庁舎の現況

- ・現在の役場庁舎は、本館旧館部分が昭和31年度に建設され、増築を重ね現在の形となっている。庁舎部分が6棟と、車庫や倉庫などの附属建物の構成となるが、そのうち本館旧館が建築後61年、議会棟が41年を経過しており、いずれも昭和56年の建築基準法施行令改正による新耐震基準を満たしていない設計となっている。

#### ■役場庁舎の建物構成と外観



## (2) 建設地の決定

- ・近年、日本国内では地震や豪雨などによる大規模災害が多発しており、町役場庁舎が、まちの防災拠点として、安全・安心な行政サービスを提供し続けるためには建替えが必要である。
- ・庁舎等の建替えにあたっては、10年、20年先ではなく50年、60年先のまちづくりを見据え、次の視点により「文化体育総合施設内北側用地（以下「建設地」という。）」に決定した。

### ①まちづくりの視点

- ・第5次鞍手町総合計画及び鞍手町都市計画マスタープランでは、交通アクセスの利便性を最大限に活かし、鞍手インターチェンジから北九鞍手夢大橋までの主要幹線（L字ライン）上に公共施設や教育施設、医療機関及び商業施設などの都市機能を集約し、コンパクトなまちづくりを進めることとしており、建設地は両計画を実現するものであること。

### ②安全安心の視点

- ・災害対策本部を備え防災拠点となる役場庁舎、及び災害発生時の医療拠点であるくらすて病院並びに避難拠点である中央公民館を中心とする文化体育総合施設群が隣接することで、大規模災害時にも対応できる一大拠点となること。

### ③利便性の視点

- ・公共バス路線及び幹線道路に面していることから交通アクセスがよく、高齢者などの交通弱者にも配慮した位置であること。また、公共施設が集約されることで、地域公共交通体系を一所に集中することができ、相乗効果を生むこと。

### ④財政面の視点

- ・町有地であり用地買収が不要であること。さらに、市町村役場機能緊急保全事業などの有利な財源を活用できる期限内に施設整備が可能と考えられること。

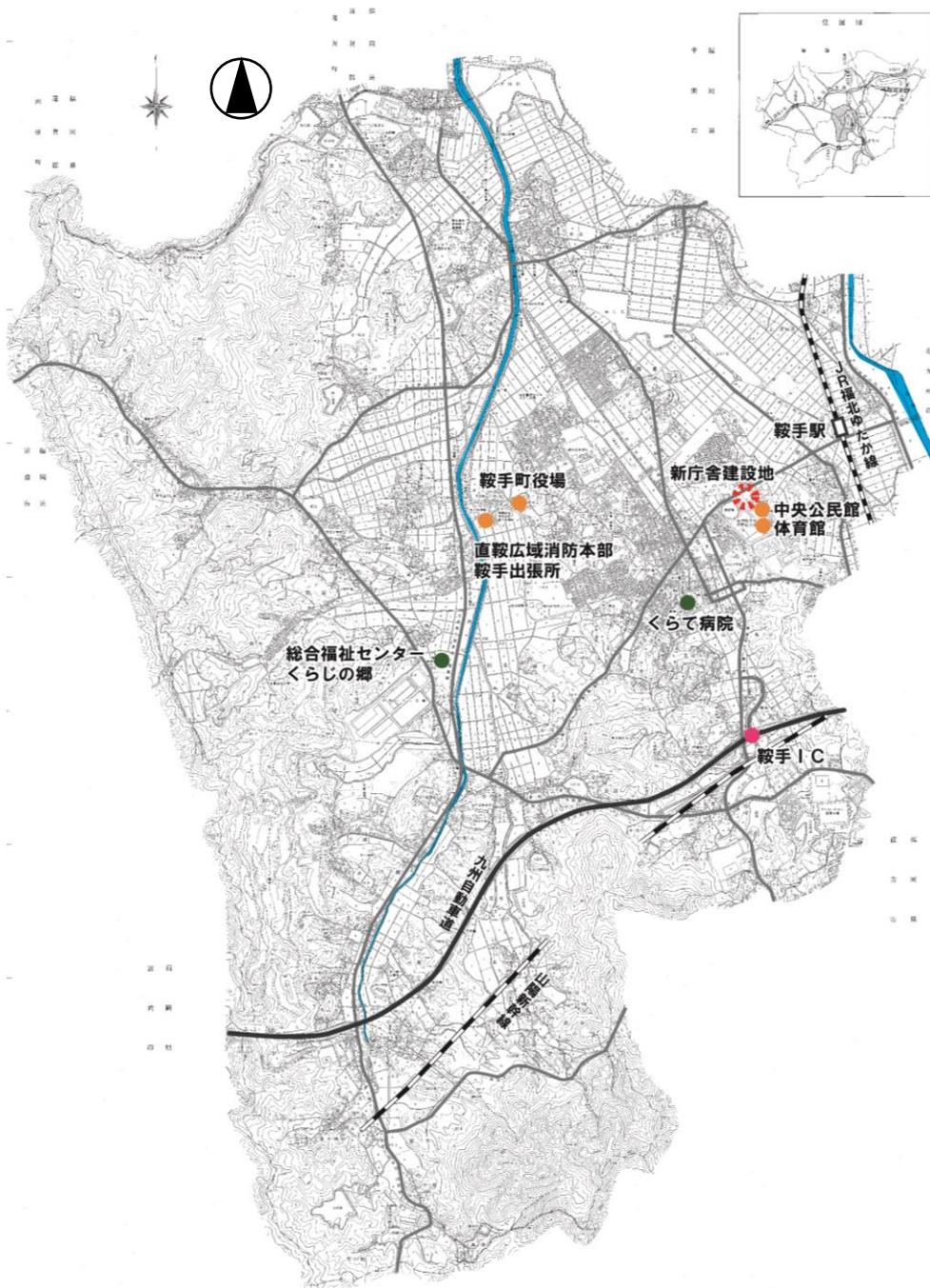
## 2. 建設地の現状調査

### (1) 立地特性

#### ① 庁舎の位置

- ・新庁舎建設地は、町域の東側、本町の文化体育総合施設として位置付けている場所である。
- ・直線距離で現庁舎からは約 1.6km、鞍手インターチェンジ（鞍手 IC）からは約 1.3km、JR 鞍手駅からは約 1.0km の位置にある。

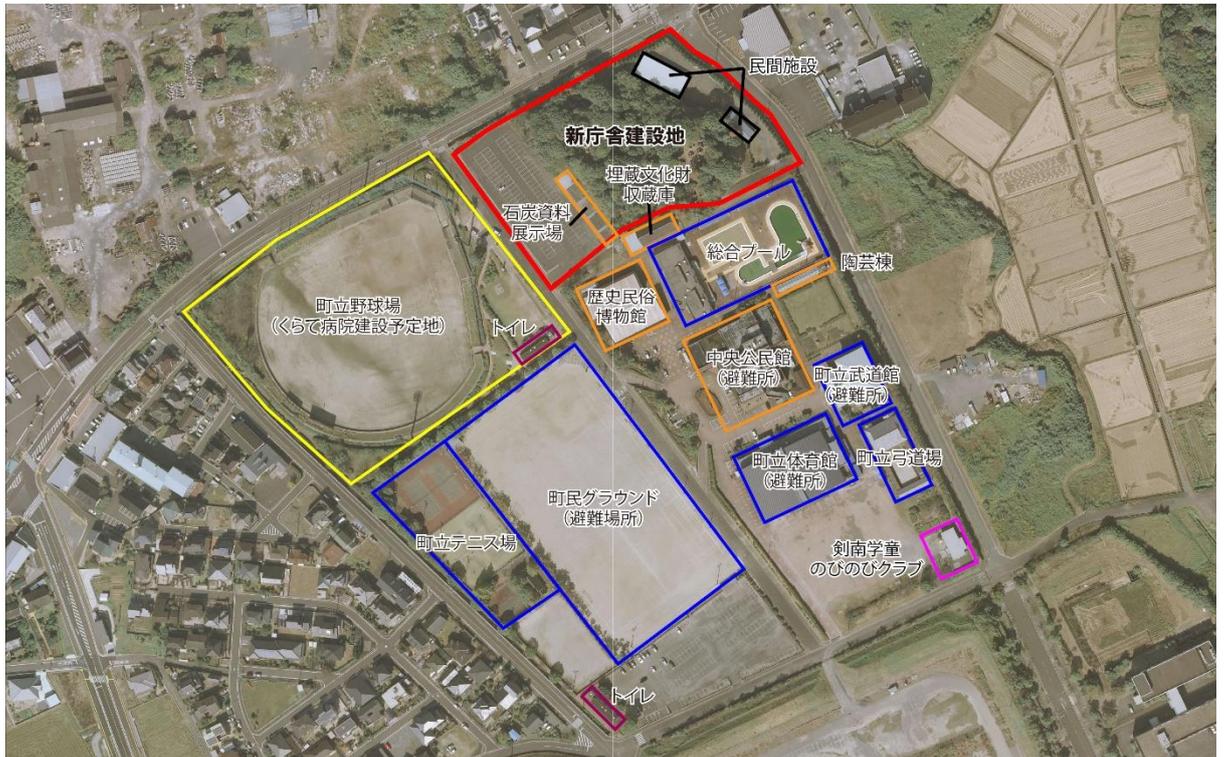
#### ■ 庁舎の位置



## ②施設の立地状況

- ・現在、建設地には駐車場、墓地、石炭資料展示場、民間施設が立地している。
- ・周囲には、歴史民俗博物館や中央公民館、町立体育館、町立武道館、町民グラウンド、剣南学童のびのびクラブなどが立地しており、子どもから高齢者まで多様な人々が訪れている。
- ・建設地の南西にある町立野球場に、くらて病院が移転建設される予定である。

## ■新庁舎建設地周辺の施設立地状況



## ②交通条件

## (道路状況)

- ・建設地北側は町道本町・今村線、東側は町道藪焼・小牧線に隣接している。
- ・北側の町道は県道中間・宮田線及び県道直方・鞍手線（当該路線西側は県道新延・植木線）と接続している。

## (バス交通)

- ・建設地の近くには、西鉄バスの中央公民館、鞍手中学校前バス停がある。また、すまいるバスみやわか線、倉坂線、泉水線の鞍手中学校前バス停がある。
- ・路線別運行本数は、次のとおりである。

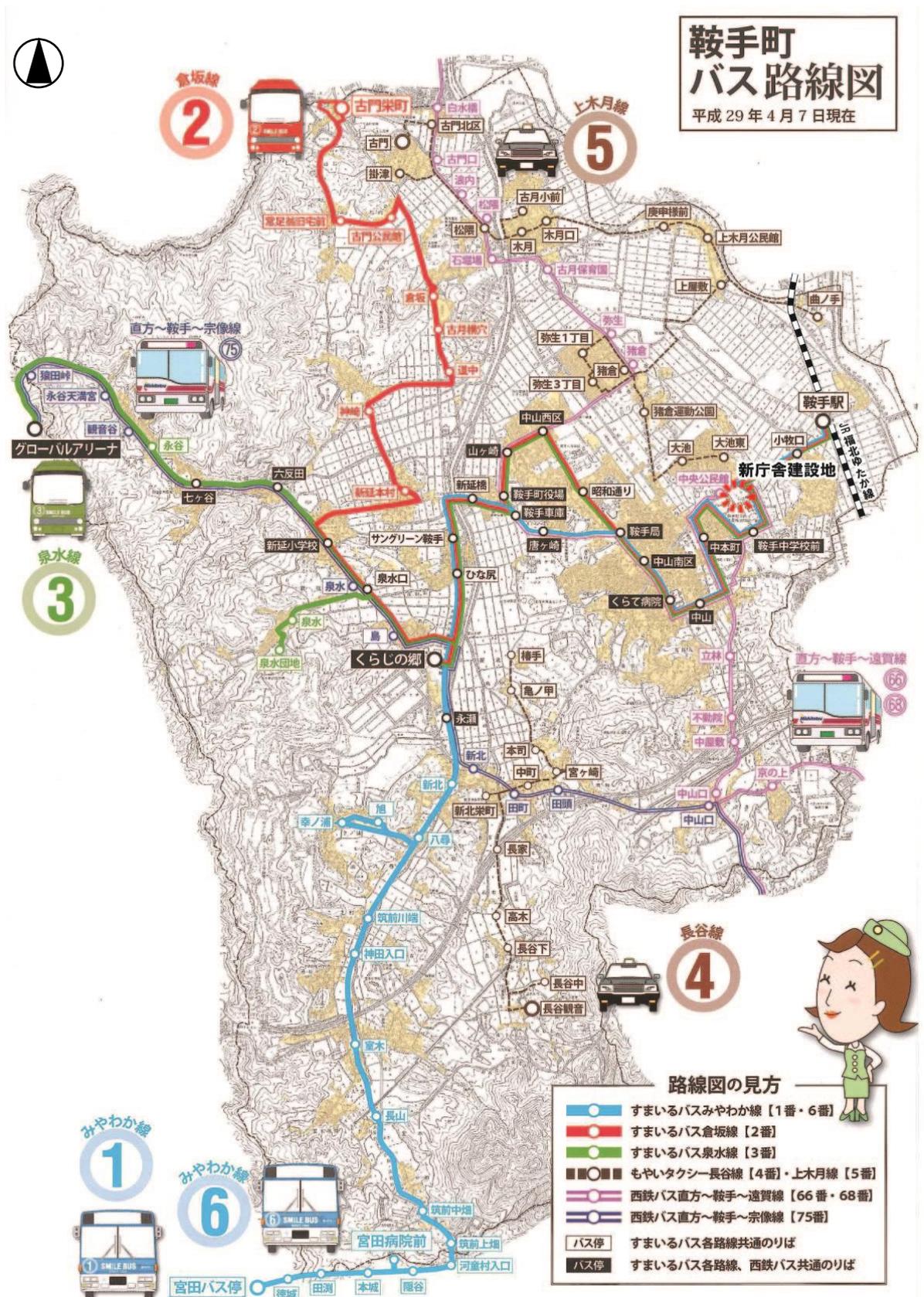
路線名	運行本数	
西鉄バス 直方～鞍手～遠賀線	上下線とも	22本/平日・土
すまいるバス みやわか線	上り（鞍手駅方面）	9本/平日・土
	下り（宮若方面）	8本/平日・土
すまいるバス 倉坂線	上り（鞍手駅方面）	7本/平日・土
	下り（古門栄町方面）	7本/平日・土
すまいるバス 泉水線	上り（鞍手駅方面）	6本/平日・土
	下り（グローバルアリーナ方面）	6本/平日・土

## (鉄道)

- ・JR鞍手駅が、建設地から直線距離で約1.0kmのところにある。
- ・行き先別運行本数は、次のとおりである。

行き先	運行本数
直方・博多方面	59本/平日
黒崎方面	58本/平日

■鞍手町の公共交通網



※資料：「鞍手町バスがいど平成29年4月7日現在」を一部追記



(法的条件)

- ・建設地の法的条件は次のとおりである。

項目	条件	備考
○都市計画法	都市計画区域：全域（非線引き）	市街化区域と市街化調整区域の区域区分なし
	用途指定あり：第一種中高層住居専用地域 ：第一種住居地域	
○建築基準法	建ぺい率：60%	北側隣地日影規制があるので適用除外
	容積率：200%	
	道路斜線：適用距離20m、斜線傾き1.25	
	隣地斜線：基準高さ20m 斜線傾き1.25	
	日影規制：高さが10mを超える建築物対象 ：平均地盤面からの高さ4m ：日影時間は敷地境界線からの水平距離5m超10m以内5h、10m超3h	日影がかかるエリアの用途によって時間規制は異なる ・北側の隣接用途 第一種住居地域(容積率200%) 第二種住居地域(容積率200%)

■建設地周辺の都市計画の状況



④防災関係の条件

(災害履歴)

ア. 風水害

- ・近年、町内では大雨・豪雨に伴い住家において床上、床下の浸水被害が起こっている。
- ・平成16年の台風では半壊、一部損壊の被害が、平成17年の台風では一部損壊の被害が起こっている。
- ・近年の水害の発生状況については、次のとおりである。

年	月日	気象	人的被害				住家被害														非住家		
			死者 人	行方 不明 人	負傷者		全壊		半壊		一部損壊			床上浸水			床下浸水			公共 建物 棟	その他 棟		
					重症 人	軽症 人	棟	世帯 人	棟	世帯 人	棟	世帯 人	棟	世帯 人	棟	世帯 人	棟	世帯 人					
H13	6/19~25	豪雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	5	5	13	0	0
H15	7/18~19	集中豪雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	33	68	62	61	165	0	0
H16	9/6~7	台風	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
H17	3/20	地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9/5~7	台風	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
H18	6/22~26	大雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9/17~18	台風	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
H20	6/19~22	大雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H21	7/24~8/6	豪雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	18	34	50	46	114	0	0
H22	7/11~16	大雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	14	23	39	36	66	2	24

※資料：鞍手町地域防災計画

イ. 地震

- ・本町では、これまで地震による住家被害は、起こっていない。
- ・災害警戒本部（第1次配備）の設置基準である震度4以上の地震の発生状況は、次のとおりである。また、災害対策本部の設置基準は震度5以上で第2配備となる。

地震の発生日時	震央地名	深さ	M	最大震度	鞍手町の震度
2016/4/16 01:25:05	熊本県熊本地方	12km	M7.3	7	4
2005/4/20 06:11:27	福岡県北西沖	14km	M5.8	5強	4
2005/3/20 10:53:40	福岡県北西沖	9km	M7.0	6弱	4

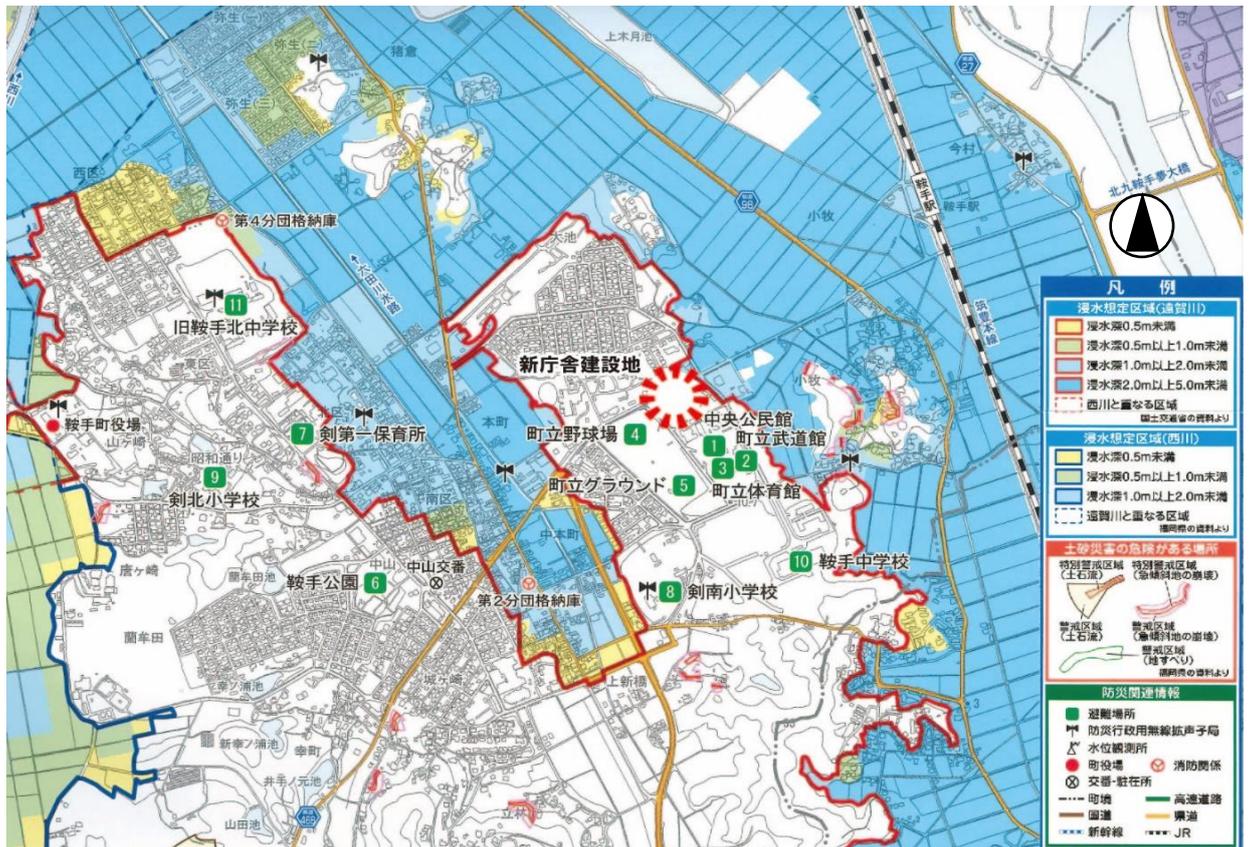
※資料：気象庁「地震データベース検索」により1923年～2017年までの震度4以上を観測した地震を検索

(災害想定)

ア. 浸水想定

- ・ 鞍手町防災ハザードマップによると、建設地では、浸水は想定されていない。
- ・ 建設地の周辺では、遠賀川が氾濫した場合、最大 1.0m以上 2.0m未満の浸水になると予想されている。

■ 浸水想定区域



※資料：鞍手町防災ハザードマップ

※浸水想定については、国土交通省と福岡県が作成した浸水想定区域図の結果をもとに、遠賀川、西川が大雨によって増水し、氾濫した場合に想定される「浸水する範囲と深さ」を示している。大雨の規模は、国土交通省が作成した遠賀川洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率は 1/150（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/150 の降雨）、同様に福岡県が作成した西川の年超過確率は 1/50 を想定している。

イ. 地震

- ・ 本町における想定地震については、「福岡県内に影響を与える地震の被害想定調査報告書」（平成 24 年 3 月）によると次のとおりである。

断層	想定される震度
小倉東断層	震度 6 弱
西山断層	震度 6 弱～震度 6 強
警固断層	震度 6 弱
福智山断層	震度 6 弱

(地域防災計画)

- ・鞍手町地域防災計画では、庁舎等の災害時に拠点となる施設の整備について次のように示している。

第5 防災拠点の整備等

1 拠点施設の安全化

災害時の応急対策は、防災拠点として使用される施設の安全性、機能性が確保されていることを前提とした計画であるので、災害時に拠点施設として利用される公共施設は、耐震性等に十分配慮し、不安のある施設は、順次耐震補強に取り組む。

2 拠点施設の防災整備・機能の充実

災害時、応急対策に使用される施設は、対策に必要な最低限の防災設備機能が必要であるため、拠点施設について、次のような防災設備及び機能の充実を図る。

(1) 通信連絡設備の充実

災害対策本部又は現地災害対策本部を設置する庁舎及び施設は、有線・無線専用電話、衛星電話、携帯電話、災害時有線電話及び防災行政無線等の設備充実を図る。

(2) 消防団格納庫の立地、構造の点検

各地区の消防団格納庫の多くは人家の密集地に位置しているため、大規模災害時に予想される周辺の混乱を念頭に、立地、建築構造の点検を行う。

(3) 災害時に自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材等の機能を備え、平時に自主防災組織等の訓練・研修等が行える施設、設備の充実を図る。

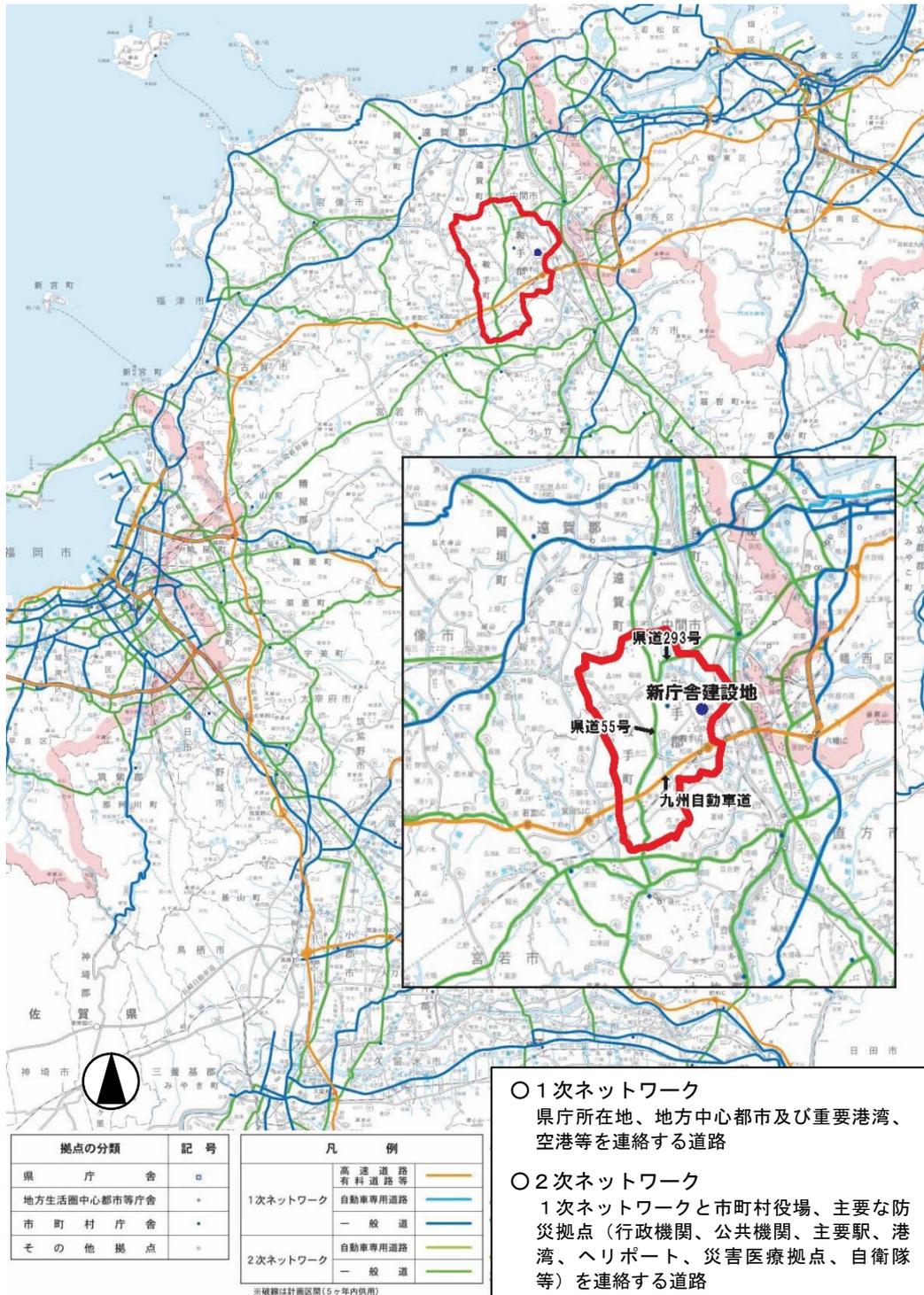
※資料：地域防災計画



(緊急輸送道路)

- ・本町には、1次ネットワークとして九州自動車道が、2次ネットワークとして県道宮田・遠賀線（55号）及び県道新延・中間線（293号）が位置付けられている。
- ・災害時に備え、今後、建設地からこれら緊急輸送道路にスムーズに行けるように整備が求められる。

■福岡県内の緊急輸送道路



※資料：福岡県地域防災計画

## (ヘリコプター離着陸)

- ・災害時における臨時ヘリポートのうち、建設地周辺には、町民グラウンドがある。

## ■臨時ヘリポートの所在地

所在地	ヘリポート名	施設管理者	備考（広さ）
小牧 2226	町民グラウンド	鞍手町教育委員会	160m×90m
木月 2406	豊翔館グラウンド	鞍手町教育委員会	110m×100m
新北 993-1	旧鞍手南中学校グラウンド	鞍手町	80m×120m

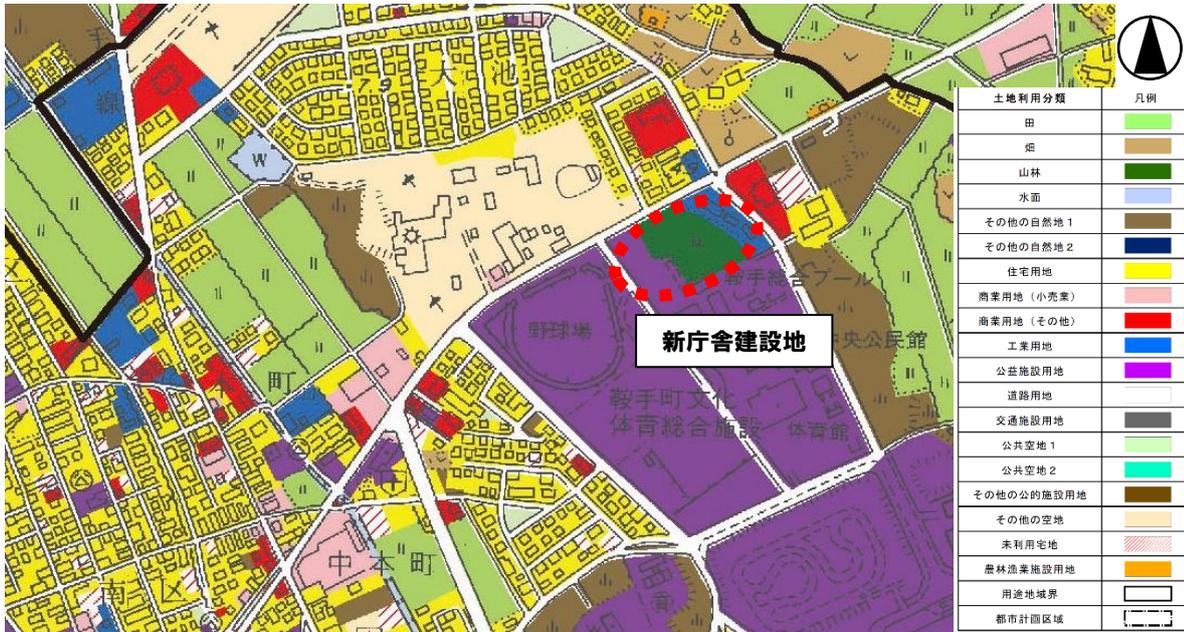
※資料：地域防災計画

(2) 周辺環境への影響

① 周辺の土地利用状況

- ・建設地周辺は、主には住宅用地、公益施設用地としての土地利用となっている。なお、北側のその他の空地の一部は、平成29年4月時点で商業用地となっている。

■ 土地利用現況



- ・建物用途を見ると、主には文化施設、住宅となっている。北側は、図面上は用途が示されていないが、平成29年4月時点で商業施設が、また、南側は鞍手中学校在地している。

■ 建物用途現況



※資料：平成25年度鞍手町都市計画基礎調査

## ②景観、高さ等の検討

### (景観)

- ・鞍手町は、景観法や条例に基づく「景観計画」はなく、高さや外観に対して特に法的な制約はない。

### (日影規制)

- ・建設地は、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域となっており、日照を確保することを目的とした規制基準である日影規制の対象となっている。

### (屋外広告物)

- ・鞍手町には屋外広告物に関する条例等はないが、県条例（福岡県屋外広告物条例）により、官公署の敷地内で広告物を表示する場合は、許可の対象となる。
- ・新庁舎建設においても広告物の表示は許可対象となり、庁舎の外観面で基準に従う必要がある。

## ③騒音、電波障害等の検討

- ・建設地周辺には、工場等はなく、騒音について大きな問題はない。ただし、庁舎建設工事中において、周辺住宅地に対する騒音に配慮する必要がある。
- ・電波障害は、今後の設計において庁舎の高さ、規模等を計画し、受信状況の調査を行う必要がある。

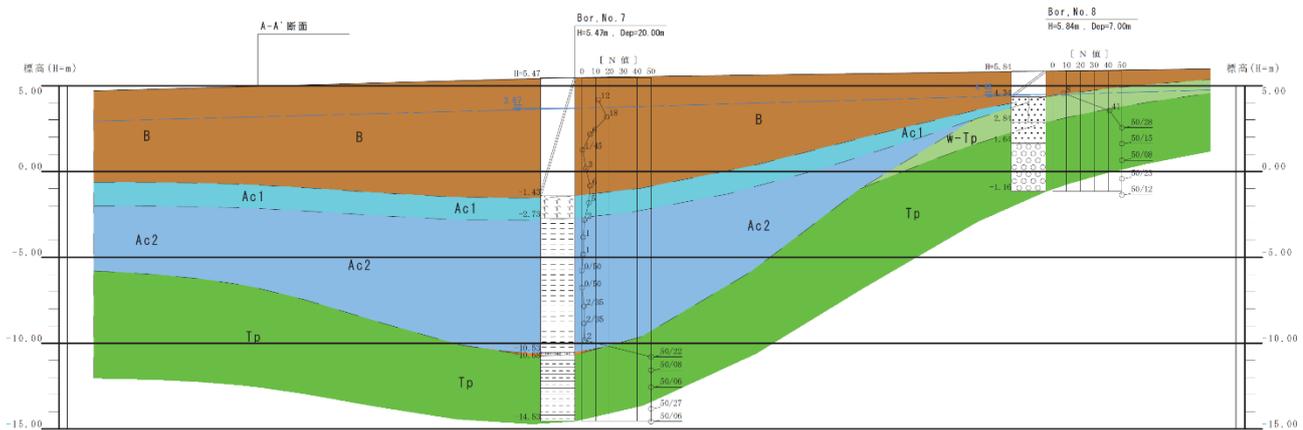
(3) 地盤状況

- ・くらて病院の移転建設予定地である町立野球場のボーリング結果 (No 7、No 8 断面図) からの地盤状況をみると、建設地に近いNo 8では深度7.0mでN値50以上である。また、建設地は地山であることから、地盤は深度の浅いところでN値50以上が確保されるものと推測される。

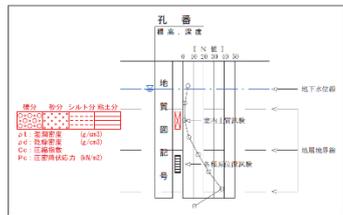
■町立野球場ボーリング調査結果



図4.1-5 地質推定断面図(5) (E-E'断面)



地質凡例		地質時代	地層名	土質区分	記号	N値
新生代	第四紀	更新世	埋土層	粘性土主体	B	1~7
				上部粘性土	Ac1	1~5
	下部粘性土	Ac2	0~4			
	更新世	礫層	礫質土	Tps	14	
第三紀	始新世	礫層	風化部	w-Tp	20~50以上	
			新鮮部	Tp	50以上	



※資料：くらて病院建設予定地に係る地質調査業務報告書

### 3. 敷地条件の整理

#### (1) 道路条件

##### ①管理者別の状況

- ・建設地周辺の道路状況をみると、建設地の北側と東側は、町道に隣接しており、北側の町道が建設地への出入口の道路となる。
- ・なお、建設地と町立野球場との間の道路は敷地内通路（以下「西側通路」という。）であり、文化体育総合施設南側に隣接する町道へは通行することができない。

##### ②幅員状況

- ・建設地の北側の町道は、歩道が整備されており、幅員は約13.0m～20.0mである。
- ・同様に東側の町道は、歩道が整備されており、幅員は約17.0m～20.0mである。
- ・なお、北側の町道と建設地の間には水路が通っており、水路幅は約2.0m～3.0mである。

##### ③信号機の状況

- ・建設地の北側の交差点に信号機が設置されている。
- ・建設地の北側の町道と西側通路との交差部分には、横断歩道はあるものの、信号機は設置されていない。

#### ■周辺の道路状況

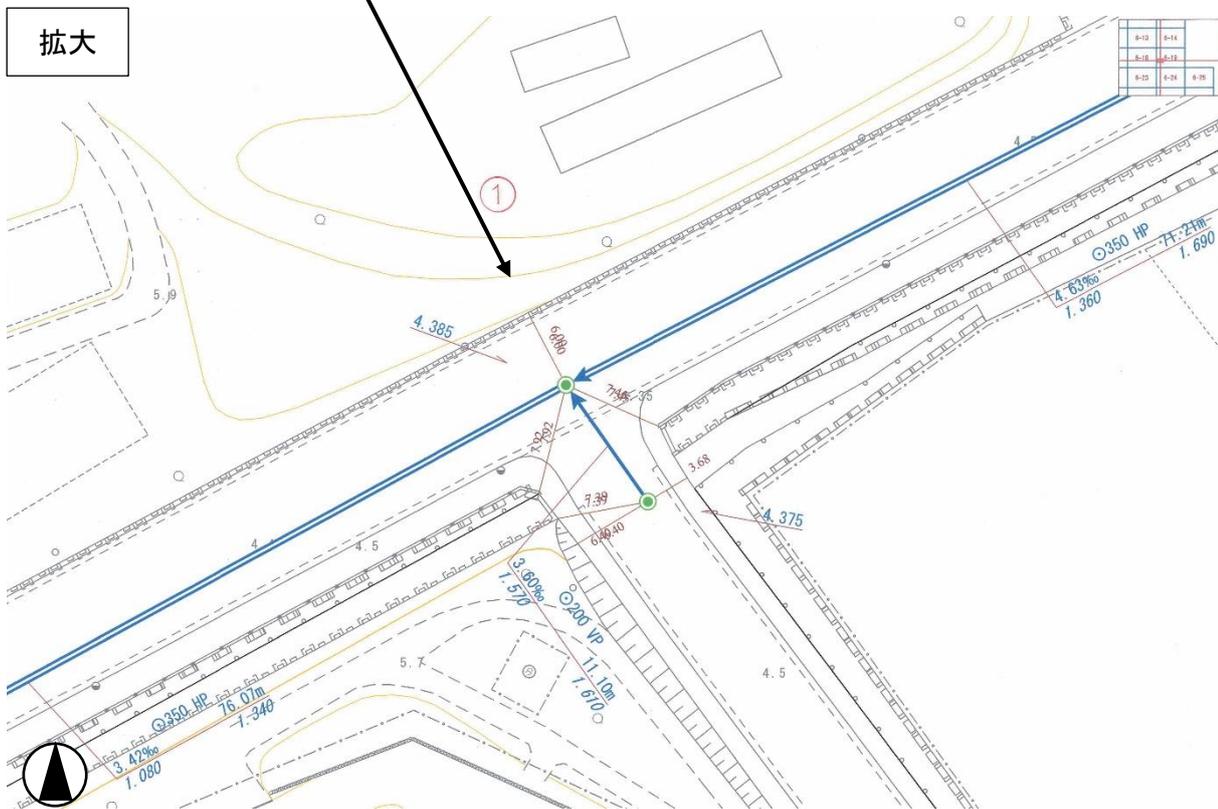


(2) インフラの状況

① 下水道

- ・建設地周辺では、下水管が北側の町道（管径 350HP）と東側の町道（管径 200VU）、西側通路部分（管径 200VP）に整備されている。

■ 下水道の状況



## ②上水道

- ・建設地周辺では、北側の町道に上水管（管径 150 DCIP）、西側通路部分に文化体育総合施設用の給水管（管径 75 DCIP）が整備されている。

### ■上水道の状況



## ③ガス

- ・建設地周辺では、都市ガスは整備されていない。

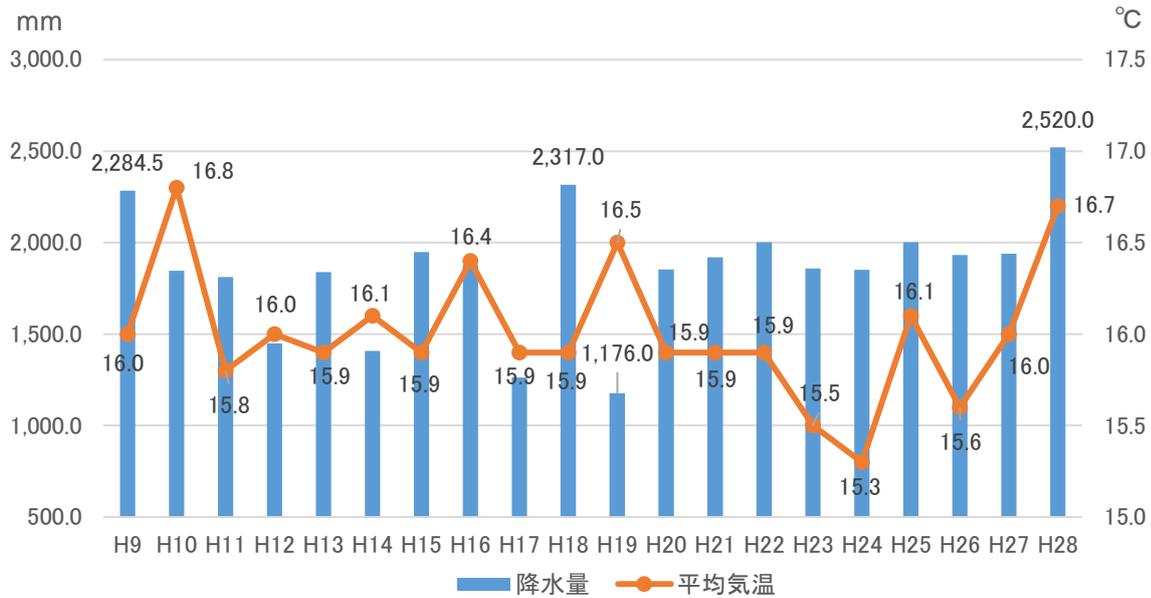
(3) 自然環境の状況

- ・飯塚観測所の過去データに基づき、自然環境の状況について整理する。

①平均気温と降水量

- ・過去 20 年間の年平均気温と降水量の推移をみると、平均気温については、15.3℃から 16.8℃と 1.5℃の間で幅が見られる。20 年間の平均は、16.0℃である。
- ・降水量は、最低で1,176mm、最高で2,520mm となっており、20 年間の平均は1,855mm である。

■過去 20 年間の平均気温と降水量の推移

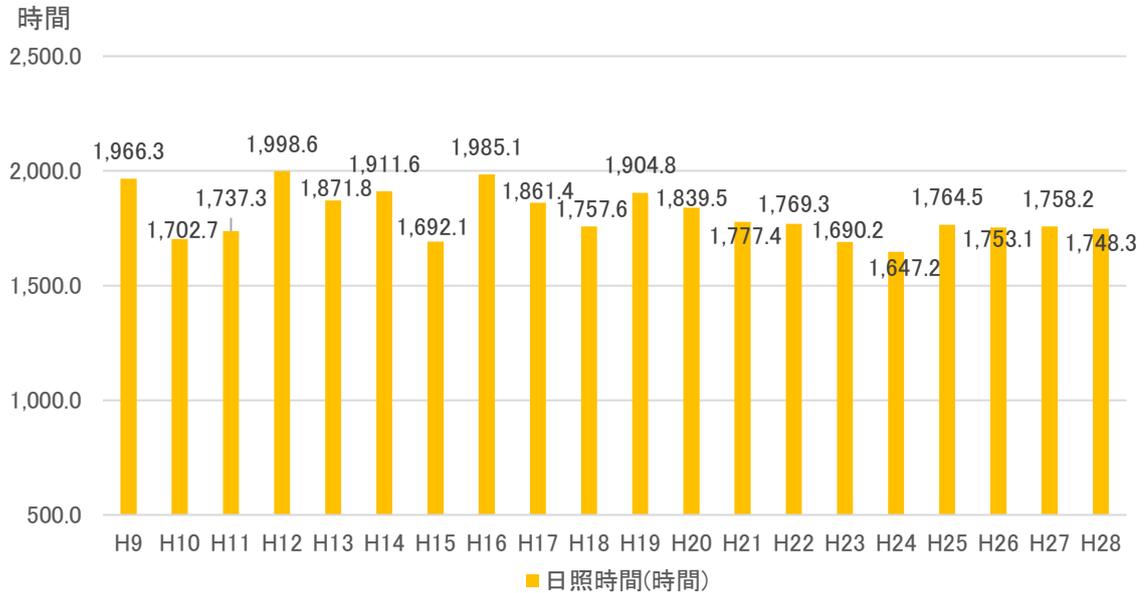


※資料：気象庁「気象観測データ」

## ②日照時間

- ・過去 20 年間の日照時間は、約 1,650 時間～約 2,000 時間と 350 時間の幅があり、20 年間の平均は、約 1,800 時間である。

### ■過去 20 年間の日照時間の推移



※資料：気象庁「気象観測データ」

## ③風向き

- ・平成 28 年の 1 年間の風速と風向きを見ると、平均風速は 1.5m～2.3m であり、最大風速は最小で 6.5m、最大で 12.5m である。
- ・風向きは、月によって変化しており、冬時期の 12 月～3 月は西北西から北までの向きで風が吹き、春から夏にかけての 4 月～8 月は南南西から西までの向きで風が吹いている。

### ■平成 28 年の風速と風向き

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
平均風速	2.1	2.3	2	2.1	2.1	2	2.1	1.9	1.6	1.6	1.5	1.9
最大風速	12.5	9.8	8	11	9.5	9.1	6.5	7.6	9.1	10.3	6.8	9.2
風向き	西北西	西北西	北	南西	西	南南西	南南西	西	北	南南西	南南東	西北西

※資料：気象庁「気象観測データ」

## 第2章 新庁舎建設の基本方針

### 1. 上位計画の位置付け

新庁舎建設にあたっては、町の最上位計画である第5次鞍手町総合計画における「都市機能の「まちなか」への集約」や、鞍手町公共施設等総合管理計画における「公共施設の複合化、集約化による保有面積の縮減」というまちづくりの方向性を踏まえる必要がある。

これらのまちづくりの方向性を軸に、新庁舎建設の基本方針を5つの柱として掲げる。

#### ■第5次鞍手町総合計画における位置付け

基本構想「2 まちづくりの基本方針」

(1) まちに賑わいを

①人と自然が調和する快適生活拠点都市（抜粋）

本町では、鞍手インターチェンジから北九鞍手夢大橋までの道路整備が進んだことで、交通アクセスが向上しました。今後は、このルート上に公共施設や教育施設、医療機関及び商業施設などのさまざまな都市機能を集約し、交通アクセスの利便性を最大限に活かしたコンパクトなまちづくりを進めることで、「まちなか」を有効に活用していきます。

基本計画「第1章 まちに賑わいを」

3. 町有財産の縮減等による行政のスリム化

(2) 公共施設等の適正な管理

【現状と課題】（抜粋）

本町の公共施設は、建設からおよそ60年が経過している役場庁舎を始め、40年以上が経過しているくらの病院や文化教育の拠点となる文化体育総合施設も建設から30年以上が経過するなど、老朽化が進んでいます。そのほか、福祉の拠点である総合福祉センター「くらの郷」も徐々に不具合が出てきている状況であり、今後は、財政面を考慮しながらの維持管理が必要となってきます。

【基本方針】（抜粋）

公共施設等の適正な管理を総合的に行うことで、長期的な視点を持って、計画的に更新・統廃合・長寿命化などを実施し、財政負担の軽減や年度間の平準化を図ります。また、公共施設等の最適な配置の実現や都市機能の「まちなか」への集約により、効率の良い行政運営を目指します。

#### ■鞍手町公共施設等総合管理計画における位置付け

第3章 公共施設等の総合的な管理に関する基本方針

1. 基本方針

(5) 目標

将来人口の減少に伴い、健全な施設の維持管理を行うため、町民一人当たりの延床面積<sup>※1</sup>を全国平均<sup>※2</sup>に近づけられるよう、施設の複合化・集約化及び廃止・撤去を検討します。

※1 町民1人当たりの延床面積は6.95㎡

※2 全国平均は3.22㎡（公共施設等及びインフラ試算の更新費用の比較分析に関する調査結果：平成24年3月総務省）

## 2. 基本方針

### 基本方針1：町の中心拠点にふさわしい魅力ある機能創出

新庁舎建設地一帯は、鞍手町文化体育総合施設として、中央公民館、歴史民俗博物館、町立体育館、町立武道館や町民グラウンドなどが集積し、町の「生涯学習」、「歴史文化」、「健康スポーツ」の拠点ゾーンとなっている。また、これらの施設は、災害時の避難所又は避難場所と位置付けており、「避難」の拠点でもある。

今後は、町立野球場にくらて病院が移転建設される予定であり、「医療」の拠点が築かれる。その隣接地に建設される新庁舎は、「行政」・「防災」に加え、「保健」・「福祉」の拠点となる施設とすることで、これらの施設の有機的な連携を図り、魅力ある中心拠点の形成を目指す。

#### (1) 保健センター及び福祉センター機能を併設し、町民交流を活性化

- ・新庁舎には保健センター及び福祉センター機能の一部を併設（総合福祉センターは廃止）することで、多くの利用者が新庁舎を訪れることとなる。このため、新庁舎は庁舎機能のみではなく、多様な町民交流の活性化が図られる複合型の施設（以下「新庁舎等」という。）とする。

#### (2) イベントスペースや周辺施設との連携により、町の魅力を発信

- ・新たに建設される庁舎やくらて病院と既存施設が有する多様な機能や新たなイベントスペースとの連携を図り、このエリア一帯を新たな町の中心拠点として整備し、町の魅力を発信する。

#### ■新庁舎建設による中心拠点エリア形成イメージ



## 基本方針2：安全・安心な暮らしを支える防災拠点

町民の安全・安心な暮らしを支えるため、大規模な災害が発生した場合でも行政機能を継続可能な、復旧・復興の拠点として機能する庁舎を目指す。

### (1) 防災センターの併設による防災機能の強化

- ・高い耐震性や安全性を確保した庁舎として整備し、防災機能を強化する。
- ・庁舎には、災害情報の収集・共有や関係機関への連絡・調整などの総合的な災害対策活動の拠点となる防災センターを整備する。

### (2) 医療及び避難拠点との連携による迅速な災害対応

- ・災害発生時においては、「防災」拠点である新庁舎（防災センター）を中心として、「医療」拠点であるくらすて病院、及び「避難」拠点である文化体育総合施設（中央公民館、町立武道館、町立体育館、町民グラウンド）との連携を強化し、迅速な対応を図る。

## 基本方針3：町民・職員が利用しやすい施設

利用する町民の利便性はもちろんのこと、庁舎内で働く職員にとっても、効率的・効果的な業務を行うことができる適切な職場環境が整った庁舎とする。

また、新庁舎等は、高齢者、障がい者、外国人など多様な人々が訪れる施設であることから、誰もが利用しやすい施設となるように、移動やサイン計画などにおいてユニバーサルデザインを採用する。

### (1) 町民が利用しやすい施設

- ・高齢者や障がい者等に配慮し、駐車スペースから庁舎内部へ、分かりやすくスムーズな動線を実現するとともに、エレベーター等の設置により縦の移動を円滑にする。
- ・利用者の多い窓口部門は、できるだけ低層部に分かりやすく集約することで、手続きにかかる移動距離や時間を短縮するとともに、誰もが訪れやすく、使いやすい配置とする。
- ・個人情報やプライバシーに関する相談について、気兼ねなく話ができるように、情報の保護に配慮した相談スペースを設ける。

### (2) 職員が効率的・効果的に業務を行える執務空間

- ・執務空間は、業務の変化や機構改革、電子化などに柔軟に対応できる空間設計を基本とし、職員と来庁者の動線が頻繁に交差しない計画とする。
- ・業務内容が密接に関連する部署を近くに配置し、日常的に必要な打ち合わせや軽作業がスムーズに行えるようにする。
- ・会議室は、現在の利用状況から判断し、必要な部屋数を確保する。

### (3) 町民に開かれた議会

- ・議場や委員会室、議員控室等の議会関係諸室は、十分に議会機能が発揮できる空間を確保するとともに、町民に開かれたものとするために傍聴機能や情報提供機能の充実を図る。
- ・独立性の高い議会で扱う様々な情報の保護の観点、不審者の侵入防止等の防犯上の観点などから、セキュリティに配慮する。

**基本方針4：地球環境に優しく、周辺と調和**

自然エネルギーの導入や省エネルギー化に取り組み、環境負荷の低減に配慮した庁舎とする。また、周辺の景観との調和を図りつつ、町の中心拠点としてふさわしい庁舎とする。

**(1) 環境負荷に配慮した計画**

- ・太陽光発電やLED照明などの設備の導入を検討する。
- ・自然通風や自然採光を取り入れるなど、自然エネルギーの積極的な活用によるエネルギー効率の向上を図る。
- ・建設から次の更新時期まで、できる限り長期間使用できるということが環境負荷を低減することにつながることから、ライフサイクルコストに配慮した施設計画とする。

**(2) 周辺との調和に配慮した計画**

- ・建設地に隣接する町立野球場において、くらて病院が移転建設する予定であり、人の動線や外観デザインなどの面で連続性の確保に努める。
- ・建設地は町の主要幹線である産業道路沿いにあることから、景観的にも庁舎としてのシンボル性を表すため、道路から見やすい位置への配置やデザイン面でも配慮する。

**基本方針5：財政状況を踏まえたコンパクトな施設**

役場庁舎、中央公民館及び総合福祉センター保健棟に分散している行政機能の集約化による利便性の向上と、将来を見据えた施設保有面積の人口規模に応じた縮減化の観点から、新庁舎等の建設においてはコンパクトな施設計画とする。

**(1) 既存施設の有効活用による新設面積の縮減**

- ・総合福祉センターの施設集約化においては、中央公民館の有効活用を図り、新庁舎に併設する保健センター及び福祉センター機能は最低限必要な面積とする。
- ・中央公民館は、新庁舎の建設に併せ今後30年～40年程度使用できるように、利用率向上や交流活性化を図るためのリニューアルを行う。

**(2) 将来負担を残さない適正規模**

- ・将来に過度な負担を残さぬように、財政状況を踏まえた適正規模の新庁舎等を建設する。

## 第3章 建築計画条件の検討

### 1. 新庁舎等の規模検討

現在の庁舎の建物本体の延面積は3,050㎡、付帯建物（車庫）の面積は431.95㎡であり、合計は約3,500㎡である。

#### （1）新庁舎に関する規模算定

##### ①庁舎機能

- ・庁舎機能の規模算定にあたり、職員数の想定は117人とする。

特別職	課長級	課長補佐・係長級	一般職員	計
3人	14人	28人	72人	117人※

※全職員数133人－公民館・博物館職員（5人）－学校給食職員（1人）－保育所職員（10人）

- ・議員数は、現在の議員数である13人とする。
- ・公用車は、35台（大型1台、普通34台）とする。
- ・規模算定は、現庁舎面積の他に、国土交通省新営一般庁舎面積算定基準、平成22年総務省地方債同意等基準面積、総務省市町村役場機能緊急保全事業を参考に行う。

項目	現庁舎面積 (㎡)	国土交通省 新営一般庁舎面積 算定基準 (㎡)	平成22年総務省 地方債同意等 基準面積 (㎡)	総務省 市町村役場機能 緊急保全事業
ア. 事務室	996.21	618.42	895.50	117人(入居職員数) ×35.30㎡
イ. 倉庫	531.69	80.39	116.42	
ウ. 会議室等（会議室・便所・洗面所・その他諸室）	565.50	345.50	819.00	
エ. 設備関係	7.78	372.00		
オ. 玄関等（玄関・廊下・階段など）	580.82	566.53	732.37	
カ. 車庫	431.95	633.65	875.00	
キ. 議事堂	290.68	455.00	455.00	
合計	3,404.63※	3,071.49	3,893.29	4,130.10

※現庁舎面積に防災センター機能分（77.74㎡）は含んでいない

#### ■庁舎の計画面積

項目	案 (㎡)	備考
ア. 事務室	895.00	現庁舎面積を踏まえ、H22 総務省面積を採用
イ. 倉庫	150.00	現庁舎面積を踏まえ、H22 総務省面積を参考に設定
ウ. 会議室等（会議室・便所・洗面所・その他諸室）	490.00	現庁舎面積を踏まえ、国交省面積との中間値を採用
エ. 設備関係	370.00	国交省面積を採用
オ. 玄関等（玄関・廊下・階段など）	670.00	現庁舎面積を踏まえ、H22 総務省面積との中間値を採用
カ. 車庫	225.00	マイクロバス1台、町長、議会車2台×総務省25㎡/台 消防格納庫（消防車両3台）兼防災倉庫150㎡
キ. 議事堂	300.00	現況に即す
合計	3,100.00	

## ②防災センター機能

- ・災害時において、各地区の被災状況の把握や各関係機関と連携して支援活動が速やかに行えるよう防災センター機能（災害対策諸室）を導入する。

## ■防災センターの計画面積

諸室	案 (㎡)	現庁舎面積 (㎡)	備考
災害対策本部室	180.00	—	災害対応の拠点として整備
危機管理室	40.00	—	緊急対策の協議を行う場として整備
防災無線室	20.00	16.00	現況に即す
サーバールーム	60.00	61.74	現況に即す
災害時職員休憩所	20.00	—	災害対応にあたる職員の休憩所として整備
用品保管室	10.00	—	災害対策本部運営にあたり、必要な備品を保管する場所として整備
合計	330.00	77.74	

## (2) 複合施設に関する規模算定

## 保健センター及び福祉センター機能

- ・役場庁舎、中央公民館及び総合福祉センターに分散している行政機能の集約化による利便性の向上と、将来を見据えた施設保有面積の人口規模に応じた抑制の観点から、新庁舎建設にあたっては複合施設による施設の集約化を図る。
- ・具体的には、総合福祉センター保健棟の一部機能（保健センター機能）及び福祉棟の一部機能（福祉センター機能）を複合施設内に集約する。

## ■複合施設の計画面積

諸室	案(㎡)	現施設面積 (㎡)	備考
多目的ホール (交流ゾーン)	300.00	180.00	保健事業のみならず、イベントや行政事務の会場としても使用
母子指導室	120.00	120.00	現況に即す
健康相談室	60.00	60.00	現況に即す
消毒、洗濯室	21.00	21.00	現況に即す
倉庫	50.00	100.50	想定値
その他諸室通路等	99.00	770.10	想定値
保健センター機能 計	650.00	1251.60	
交流ゾーン	160.00	287.77	福祉棟の大広間、娯楽室、売店、休憩室に準ずる機能を想定
その他諸室通路等	190.00	4052.17	想定値
福祉センター機能 計	350.00	4339.94	
複合施設 合計	1,000.00	5591.54	保健センター及び福祉センター機能の合計

(3) 新庁舎等の想定規模

想定規模

- ・以上の結果に、包括支援センターの必要面積を加え、将来的な人口減少と職員数の関係を鑑み、できるだけコンパクトな庁舎とする。

■新庁舎等の計画面積合計

項目		案 (㎡)	参考：現保有面積 (㎡)	
庁舎機能		3,100.00	庁舎機能	3,404.63
防災センター機能		330.00	防災機能	77.74
包括支援センター		70.00		
小計		3,500.00	総合福祉センター	5,591.54
複合施設		1,000.00		
合計		4,500.00	合計	9,073.91



**新庁舎等の延床面積 4,500 ㎡以内を基本**

## 2. 新庁舎等における諸室の考え方

### (1) 庁舎会議室について

- ・現庁舎では、会議等を行う場合に第2会議室と議事堂を中心に利用し、議会委員会室を利用することもある。
- ・利用状況からは、新庁舎では、最低限3部屋以上の会議室を設けることが望ましい。
- ・そこで、平常時は、可動パーティションで分割できる災害対策本部室及び危機管理室を会議室として利用する。
- ・また、災害時に備え、災害対策本部室等とは別に、小規模な会議室を2部屋程度確保する。

### ■ 庁舎内会議室の利用状況

	年間利用件数			利用率		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
第2会議室	145	97	52	59.7%	39.9%	21.4%
議事堂	63	27	19	32.5%	13.9%	9.4%

※利用率：年間利用回数/利用可能数

※利用可能数：土日祝日、年末年始、また議事堂については議会事務局使用日を除いて、午前、午後、夜間の3区分における利用可能な日。(第2会議室は、午前、午後、夜間とも243日。議事堂は午前、午後が194日、午後は203日。)

### (2) 防災センターについて

- ・防災センターとして最低限求められる機能を事例等から整理すると、災害情報を収集・共有し、必要に応じて関係機関への連絡・調整等を行うなど、災害対策活動の拠点となる災害対策本部室（本部員、本部連絡員の執務スペース）、災害情報をもとに緊急対策の決定を協議する危機管理室（本部長、副本部長の執務スペース）、防災情報等を受発信する防災無線室、庁内の情報を管理するサーバー室などが最低限必要であり、本町では、災害対策本部室、危機管理室、防災無線室、用品保管室、職員待機室を設ける。
- ・「災害対策本部室」は、消防、警察、地域の自主防災組織などの各関係機関と連携を取り、災害対応にあたる拠点とする。また、パーティション等で仕切りを設けることにより関係各部・班の会議室や、消防団・自主防災組織等の研修場所としても利用できるようにする。
- ・「危機管理室」は、本部長、副本部長の執務スペースとし、また、必要に応じて自衛隊、警察署、県土整備事務所、ライフライン機関等で構成する関係機関連絡室として、災害対策本部との連携を図る。
- ・「防災無線室」は、MCA無線機等の情報通信設備、県防災情報ネットワークシステム及び全国瞬時警報システム等を配置し、防災情報の伝達及び災害情報の集約を行う。また、非常時に円滑な対応ができるよう災害対策本部室に隣接して配置する。
- ・「用品保管室」は、防災用備品、備蓄品等を保管する。(※防災用倉庫は別途確保)
- ・「職員待機室」は、災害対応時の休憩室等として利用する。
- ・災害対策諸室には床免震を採用するなど、被災時にも機能できる構造や設計を取り入れることを検討する。また、行政の心臓部であるサーバールーム（電算室）は、被災を避けるため災害対策諸室に組み込み隣接させる。

- ・平常時においては、設備や機能に支障のない範囲で、災害対策本部室及び危機管理室を研修室や会議室として有効活用する。

### (3) 複合施設（施設の集約化）について

- ・平成29年3月に策定した鞍手町公共施設等総合管理計画では、平成57年（2045年）までの30年間の公共施設等の大規模改修や更新費用の総額（建物、道路及び橋りょう）を432億円と予測し、年平均では約14億4,000万円が必要と試算している。また、総合福祉センターの大規模改修費は、建設後30年が経過した平成41年度（2029年度）から平成44年度（2032年度）までの4年間で約10億4,700万円が必要と試算している。

#### ■大規模改修と更新費用の算出方法

○建物の建替え（更新）は、建築物の標準的な耐用年数（建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会））の60年を採用し、建物延床面積に建築単価（28～40万円/㎡）を乗じて算出する。

・総合福祉センターの計算例

$$5,235 \text{ m}^2 \text{（延床面積）} \times 36 \text{ 万円} = 18 \text{ 億 } 8,460 \text{ 万円}$$

○建物の大規模改修は、建物附帯設備等（電気設備、昇降機設備、配管）の耐用年数が概ね15年であることから、その2回目の周期を迎える30年で大規模改修するものとして、建物延床面積に改修単価（17～25万円/㎡）を乗じて算出する。

・総合福祉センターの計算例

$$5,235 \text{ m}^2 \text{（延床面積）} \times 20 \text{ 万円} = 10 \text{ 億 } 4,700 \text{ 万円}$$

※鞍手町公共施設等総合管理計画の記述を一部加筆修正

- ・このような状況の中、鞍手町公共施設等総合管理計画の基本方針においては、将来人口の減少に伴い、健全な施設を維持していくため、町民1人当たり延床面積6.95㎡<sub>※1</sub>を、全国平均3.22㎡<sub>※2</sub>に近づけるように施設の複合化・集約化及び廃止・撤去を検討することを目標に掲げている。

#### ■公共施設の町民1人当たり延床面積

施設区分	延床面積	町民1人当たり延床面積	主な施設
行政財産	97,961.39㎡	6.12㎡/人	庁舎、福祉施設、教育施設
普通財産	13,359.54㎡	0.83㎡/人	旧中学校、旧長谷別館
合計	111,320.93㎡	6.95㎡/人	

※1 町民1人当たり延床面積は、平成27年度国勢調査人口16,007人を用いて算出した値。

※2 全国平均は、公共施設等及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（平成24年3月総務省）。

- ・新庁舎建設にあたっては、以上の点を踏まえ、住民サービスへの影響を考慮しつつ、既存施設の複合化や集約化、さらには既存施設の廃止を含めて検討し、町が保有する建物面積の抑制を図る必要があり、集約化や廃止等を検討する施設として「総合福祉センター」を候補とする。
- ・総合福祉センターは、建設後 17 年以上が経過している部分もあり、今後、大規模な改修費が見込まれ、また、毎年のランニングコスト（一般財源負担）は近年 5,000 万円以上を要している。将来の人口減少等の要因を踏まえると、現状の負担を維持し続けることは財政上の懸念がある。

■総合福祉センター指定管理料（平成 28 年度）

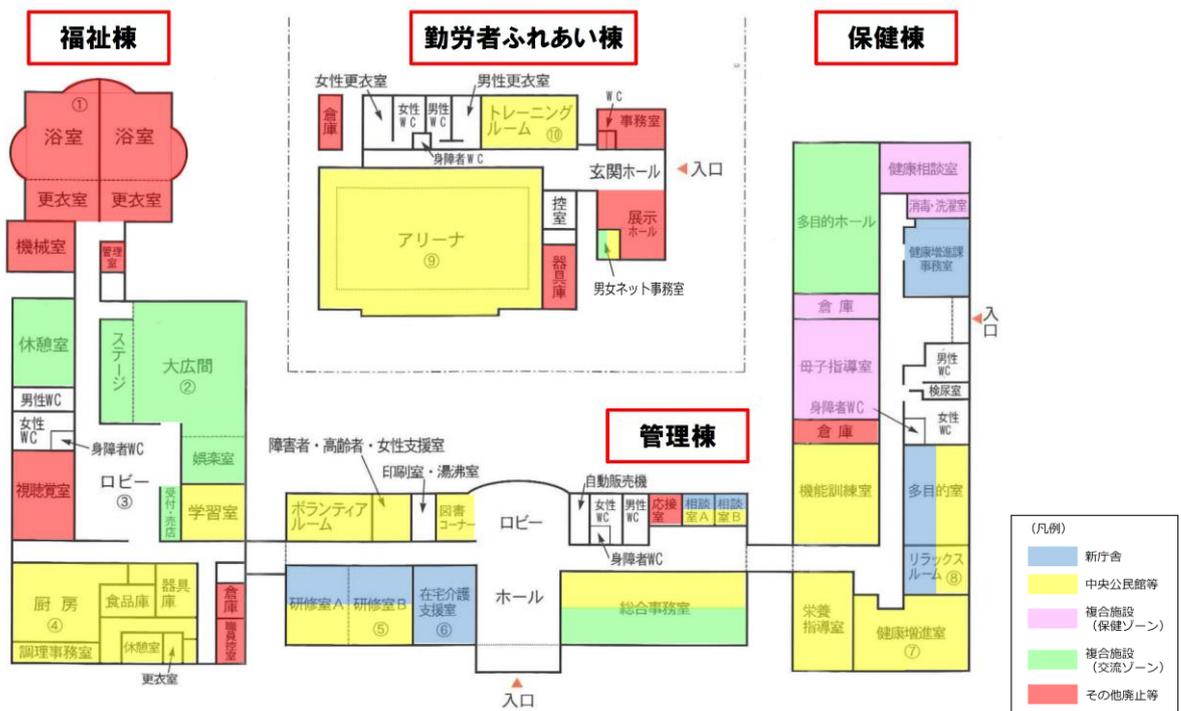
施設区分	指定管理料 (千円)	財源内訳 (千円)	
		使用料等	一般財源
管理棟・保健棟	21,411	959	20,452
福祉棟	27,438	6,379	21,059
ふれあい棟	15,235	3,080	12,155
合計	64,084	10,418	53,666

※上記の指定管理料には、当該年度の精算分 1,671 千円を含まない。

※ふれあい棟を除く施設で明確に区分できない経費（水道料、電気料、清掃委託料等）は、面積按分等により算出。

- ・施設の集約化にあたっては、当該施設の全てを集約するのではなく、保健棟や福祉棟などの機能のうち、行政として最低限必要な機能を保有する。

■総合福祉センター施設の集約化イメージ



- ・研修室の稼働率などを勘案し中央公民館についても集約先の対象として有効活用する。また、中央公民館は耐震診断の結果、耐震性に問題はなく、今後30年～40年程度使用していけるよう新庁舎の建設に併せリニューアルする。
- ・具体的なリニューアル案については、今後、詳細に検討することになるが、現時点での想定は、次のとおりである。

<b>中央公民館必要改修見込額合計 290,000千円</b>	
○外壁剥離、屋根防水の改修	110,000千円
○エレベーターの更新	19,000千円
○空調設備の更新	46,000千円
○LED照明への取替	15,000千円
○各研修室改造、内装の改修	100,000千円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1階の事務室、会議室、応接室、教育長室を改修し、総合福祉センターの社会福祉協議会事務室、ボランティアルーム、障がい者・高齢者支援室及び男女共同参画ネット事務室の移転先として検討する。</li> <li>・研修室のリニューアルを行い、保健棟の機能の一部（機能訓練室や健康増進室、栄養指導室、多目的室A・B・Cなど）を代替する。</li> <li>・1階図書室を拡張し、2階の図書室を、防音を装備した研修室に改造する。</li> </ul>	

- ・なお、中央公民館の諸室及び総合福祉センター保健棟の利用状況は、下表のとおりである。

■中央公民館の利用状況

諸室	年間利用件数			年間利用率		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
研修室1（ホール）（357㎡）	98	153	37	27.4%	42.7%	10.3%
研修室2（63㎡）	61	136	37	17.0%	38.0%	10.3%
研修室3（56㎡）	133	165	102	37.2%	46.1%	28.5%
研修室4（77㎡）	113	122	12	31.6%	34.1%	3.4%
研修室5（和室）（108㎡）	99	178	7	27.7%	49.7%	2.0%
視聴覚室（109㎡）	13	60	6	3.6%	16.8%	1.7%
茶室（37㎡）	36	56	0	10.1%	15.6%	0.0%
調理室（92㎡）	20	62	1	5.6%	17.3%	0.3%
会議室（26㎡）	53	129	24	14.8%	36.0%	6.7%

※利用率は、利用件数/年間開館日（358日）

■総合福祉センター保健棟の利用状況

諸室	年間利用件数	利用率（推計）		
		午前	午後	夜間
多目的ホール（180.0㎡）	229	19.8%	39.6%	6.6%
多目的室A・B・C（100.0㎡）	434	37.5%	75.0%	12.5%
栄養指導室（調理室）（90.0㎡）	112	9.7%	19.4%	3.2%
健康増進室（102.5㎡）	430	37.2%	74.4%	12.4%

※利用率：年間の利用回数を、中央公民館の各部屋の午前、午後、夜間の利用率の平均（3：6：1）をもとに振り分け、開館日（347日）で割った値

- ・新庁舎の竣工（平成32年度末）を目途に、現在の総合福祉センターの全施設については閉鎖する。また、それまでの間に当該施設の売却を含めた処分に係る検討に早急に着手する。
- ・当該施設は、避難所（収容人員 700 人）として指定しており、代替となる避難所の確保（旧鞍手南中学校など）についての検討も併せて着手する。

#### （４）交流ゾーンについて

- ・複合施設は保健ゾーン（総合福祉センター保健棟の機能の一部）と交流ゾーン（多目的ホール、総合福祉センター福祉棟の機能の一部）で構成する。
- ・多目的ホールでは保健事業のみならず、イベントや行政事務の会場としても使用する。
- ・福祉棟の機能の一部となるスペースでは、母子から高齢者まで多世代交流が図れる機能を検討する。
- ・その他、保健ゾーンや屋外（防災こども広場ゾーン及びイベントゾーン）との連携が図れるようにする。

### 3. 駐車場及び駐輪場の必要台数

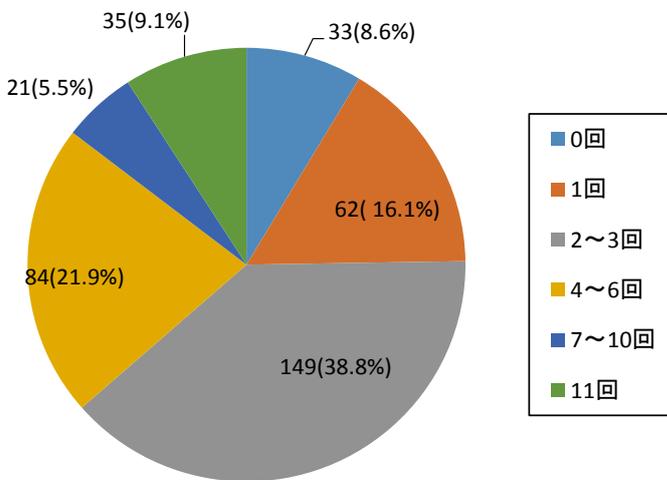
#### (1) 現庁舎の利用状況の整理

- 平成 29 年 7 月に実施された「役場新庁舎建設に関する町民アンケート調査」より抜粋し、その結果を整理する。

#### ① 庁舎の利用頻度

- 最も多いのが「2～3回」で 38.7%、次いで「4～6回」が 21.8%となっており、年間に「2～6回程度」の利用が約6割を占めている。

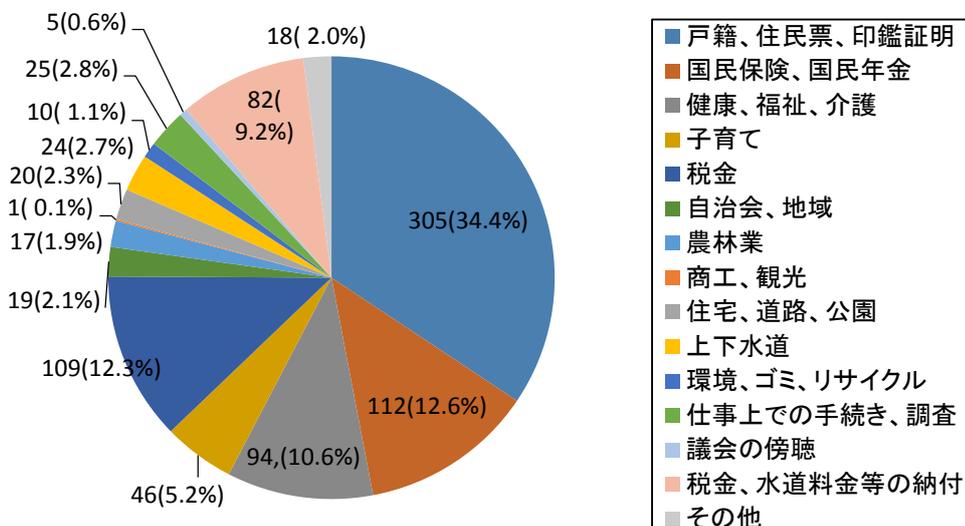
#### ■ 1 一来庁舎の利用頻度



#### ② 利用目的

- 利用目的は「戸籍・住民票・印鑑証明」が 34.2%と最も多く、次いで「国民健康保険・国民年金」が約 12.7%、「税金」に関することが 12.3%となっており、この3項目で約6割を占める。

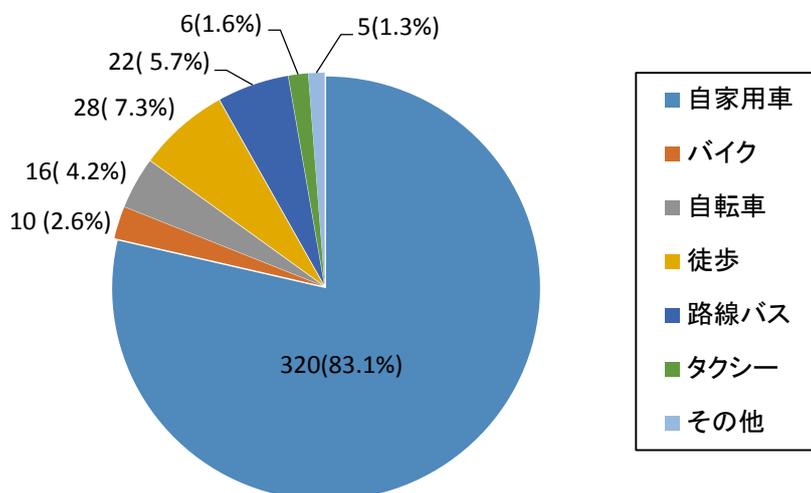
#### ■ 2 一来庁舎の利用目的



## ③交通手段別

- ・庁舎利用の際の交通手段は、「自家用車」が 83.1%と最も高く、次に「徒歩」が 7.3%、「バイク・自転車」が 6.8%、「路線バス」が 5.7%となっている。

## ■ 3 来庁者の交通手段の内訳



## (2) 来庁者及び職員の駐車場スペースの想定

## ①来庁者駐車場の適正規模

## ア. 必要駐車台数を「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」等から推計

- ・「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査（関 龍夫）」及び「最大滞留量の近似値計算方法（岡田正光）」から、適正駐車台数を算出する。
- ・「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」では、利用目的の「戸籍・住民票・印鑑証明」について利用時間等の分析がなされている。
- ・「最大滞留量の近似値計算方法」によると「必要駐車台数は、利用総数と平均滞留時間から最大滞留量の算定を行う」となっている。
- ・平成 27 年に策定された鞍手町人口ビジョンによる 2025 年（平成 37 年度）の将来人口から、一日当たりの来庁者台数を算出する。

## ■ 必要駐車台数（一日当たり来庁者台数×集中度×平均滞留時間）

○窓 口 (14,470 人×0.9%×83%) ×30%×20/60 分 ≒ 11 台

○窓口以外 (14,470 人×0.6%×83%) ×30%×60/60 分 ≒ 22 台

ア. 必要駐車台数合計 33 台

※2025 年将来人口：14,470 人

※人口に対する来庁者割合：窓口 0.9%、窓口以外 0.6%

※乗用車使用割合：83%（役場新庁舎建設に関する町民アンケート調査）

※集中度：30%

※平均滞留時間：窓口 20 分、窓口以外 60 分と想定

イ. 必要駐車台数を「役場新庁舎建設に関するアンケート調査」から推計

- ・平成 29 年度に実施した「役場新庁舎建設に関するアンケート調査」から、駐車台数を算出する。
- ・アンケート調査「1 ー来庁舎の利用頻度」から年間利用者数を推計し、利用台数を算出する。

年間利用回数	利用者数	構成比	18 歳以上人口	年間利用者数
0.0 回 (0 回)	33	8.6%	12,984	0
1.0 回 (1 回)	62	16.1%		2,096
2.5 回 (2~3 回)	149	38.8%		12,595
5.0 回 (4~6 回)	84	21.9%		14,201
8.5 回 (7~10 回)	21	5.5%		6,036
12.0 回 (11 回以上)	35	9.1%		14,201
計	384	100.0%	12,984	49,130

※18 歳以上人口：鞍手町人口ビジョン  
 ※年間利用回数：中間値を採用  
 ※無回答（1 件）は含まず

- ・車の到着分布や駐車時間分布の調査データがない場合は「最大滞留量の近似値計算法（岡田光正）」によって、駐車台数を算定する。

■必要駐車台数（利用台数×集中度×平均滞留時間）

○窓	口	= (49,130 人/260 日 × 34% × 83%) × 30% × 20/60 分 ≒ 6 台
○窓口以外		= (49,130 人/260 日 × 66% × 83%) × 30% × 60/60 分 ≒ 32 台
<b>イ. 必要駐車台数合計 38 台</b>		

※年間利用者数：49,130 人  
 ※年間開庁日：260 日と仮定  
 ※アンケートによる来庁者割合：窓口 34%（利用目的の「戸籍・住民票・印鑑証明」）、窓口以外 66%  
 ※乗用車使用割合：83%（役場新庁舎建設に関する町民アンケート調査）  
 ※集中度：30%  
 ※平均滞留時間：窓口 20 分、窓口以外 60 分と想定

- ・上記ア及びイの 2 通りの算出結果を比較し、必要駐車台数の大きい方を採用すると 38 台となるが、これより余裕をみて、46 台程度（38 台×1.2）を目安とする。
- ・また、ここに議員用の 13 台を加える必要がある。

**想定来庁者駐車台数 46 台+13 台=59 台**

ウ. 総合福祉センター保健棟での健診時及び確定申告の際の利用状況からの加算値

- ・総合福祉センター保健棟での健診及び確定申告の際の来庁人数は、次のとおりである。

○健診時の健診人数：120 人/日（時間当たりの最大人数：30 人/時）
○確定申告時の人数：120 人/日（AM に集中）

- ・この状況を踏まえ、想定来庁者駐車台数に 50 台を加算した台数を、来庁者駐車台数とする。

**想定来庁者駐車台数（修正値） 46 台+13 台+50 台=109 台**

## ②公用車及び職員用駐車場の適正規模

- ・公用車保有台数は35台であり、車庫を整備する公用車6台を除く駐車台数を確保する。
- ・想定職員数は117人であり、同数の職員用駐車場を確保する。

公用車駐車台数	29台	想定職員駐車台数	117台
---------	-----	----------	------

## ③障がい者用駐車場の適正規模

- ・バリアフリー法に基づく「移動等円滑化のために必要な道路構造に関する省令第22条第2項」における身体障がい者用駐車施設の設置基準に準じて算出する。

## ■障がい者用駐車台数（想定駐車台数×算定基準）

○来庁者用	59台×2%	≒ 2台
○公用車用	42台×2%	≒ 1台
○職員用	117台×2%	≒ 3台

※台数200台未満での算定基準：駐車台数×2%以上

障がい者用駐車台数	6台
-----------	----

## (3) 来庁者及び職員の駐輪場スペースの想定

## 来庁者等駐輪場の適正規模

- ・アンケート調査をもとに利用者数からバイク、自転車で来庁する人を推計し、車と同様の方法で駐輪台数を算出する。
- ・バイク、自転車の到着分布や駐輪時間分布の調査データがない場合は「最大滞留量の近似値計算法（岡田光正）」によって、駐輪台数を算定する。

## ■必要駐輪台数（利用台数×集中率×平均滞留時間）

○窓口	(49,130人/260日×34%×6.8%) ×30%×20/60分	≒ 1台
○窓口以外	(49,130人/260日×66%×6.8%) ×30%×60/60分	≒ 3台
		<b>必要駐輪台数合計 4台</b>

※年間利用者数：49,130人

※年間開庁日：260日と仮定

※アンケートによる来庁者割合：窓口34%（利用目的の「戸籍・住民票・印鑑証明」）、窓口以外66%

※バイク・自転車使用割合：6.8%（役場新庁舎建設に関する町民アンケート調査）

※集中率：30%

※平均滞留時間：窓口20分、窓口以外60分と想定

- ・上記の算出方法では4台となるが、新庁舎等へ移転後は徒歩で行けない人のバイク・自転車利用が増加すること、また、職員も同じ場所に駐輪することを見込み、余裕をみて20台程度を必要駐輪台数の目安とする。

想定来庁者等駐輪台数	20台
------------	-----

## (4) まとめ

- ・「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」及び「最大滞留量の近似値計算方法」、「アンケート調査に基づく利用状況」等に基づき、新庁舎等における駐車場及び駐輪場の必要台数は、以下の台数を基準とする。
- ・各算定による駐車場合計は 255 台分となるが、建設地の敷地規模からは、複合施設や防災こども広場などの建設用地を十分に確保できない恐れがあるため、健診や確定申告などの行事等のために加算した 50 台分については、その都度、職員用駐車場を利用するものとして必要台数から除く。

## ■建設地における駐車台数及び駐輪台数

区 分	台 数	備 考
来客用駐車場	109台	議員駐車場含む。
公用車駐車場	29台	
職員用駐車場	117台	
駐車場合計	255台	
駐車場合計（修正）	205台	255台－行事加算50台
駐輪場	20台	職員用を含む。（算定なし）

## 4. 建設地における建設条件

建設地の地形、法的条件については第1章に整理しているが、建設地において新庁舎等を建設するにあたり、道路等の整備の条件及び周辺施設との関係については以下のとおりとする。

### (1) 道路等の整備について

- ①東側の民地は取得し、一体的な土地利用とする。
- ②建設地の東側町道からの引き込み道路（以下「東西道路」という。）を町道として整備する。  
また、西側通路の一部も町道として整備し、新庁舎等へのアクセスを円滑なものとする。
- ③上記道路整備のため、石炭資料展示場及び倉庫は他の敷地へ移設する。
- ④現況敷地の中央部の丘陵地は、現駐車場の高さ（約 9.5m）程度に合わせて、フラットな地形とする。民地部分については、土地利用に対応して高さを設定する。
- ⑤建設地の北側町道から東側町道及び西側通路への右折をスムーズにするため、北側道路の一部を拡幅し、右折通行帯を整備（水路にボックスカルバート埋め込み）する。

### (2) 建設地と周辺公共施設との関係性について

- ①新庁舎等の建設にあたっては、総合福祉センター保健棟の一部機能を中央公民館等で代用することとしており、新庁舎等と既存公共施設との動線を円滑にするため、既存の階段を活用した通路を整備する。
- ②野球場に移転建設予定のくらすて病院と新庁舎等とは、東西道路での連携を図る。

### ■建設地と道路等整備及び周辺公共施設との関係



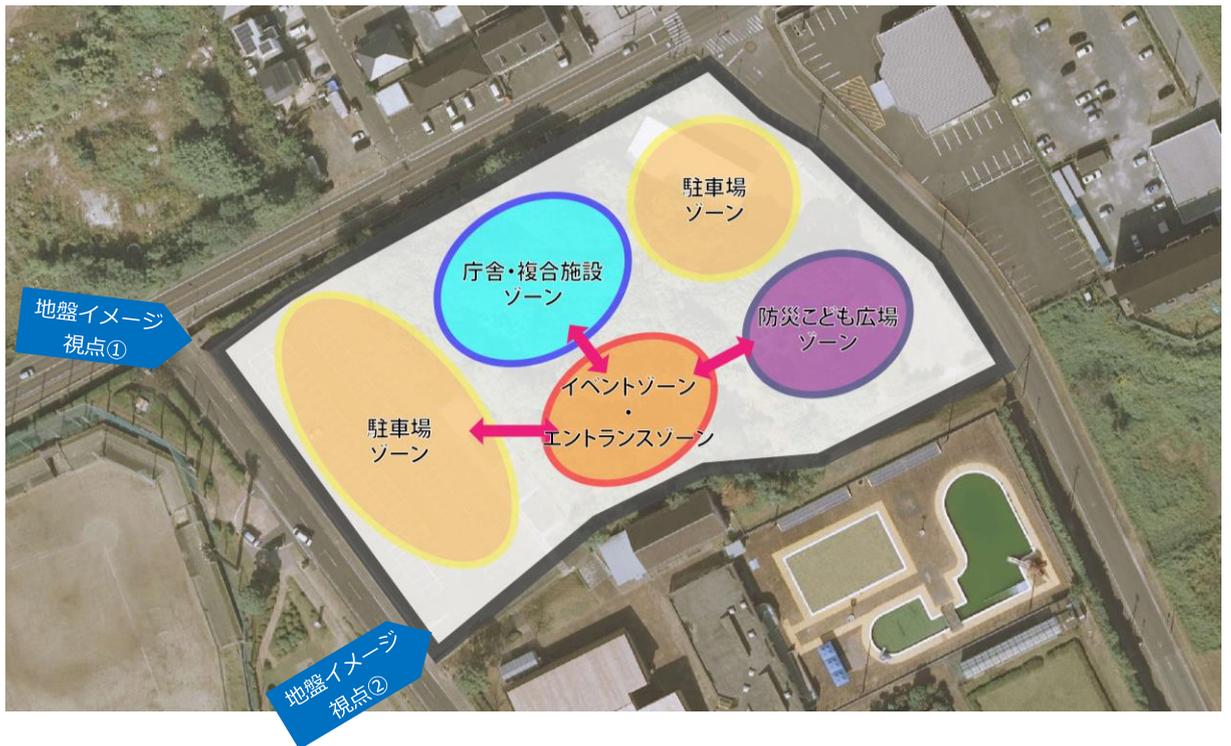
(3) ゾーニング計画について

- ・新庁舎等の建設にあたり、必要な外部機能及びゾーニングの想定は以下のとおりである。

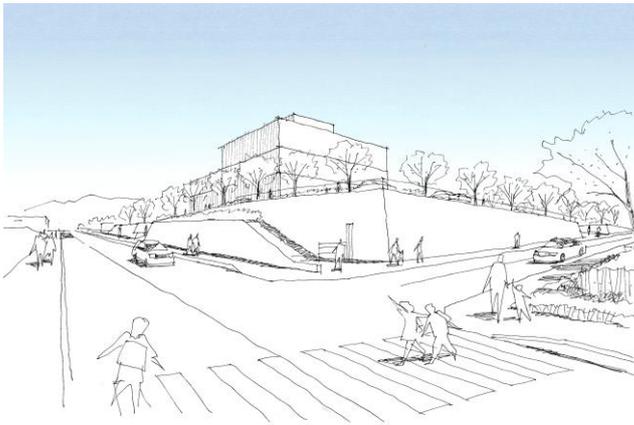
■外部機能

付加すべき機能	配慮事項
<p>防災子ども広場ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、総合福祉センターにある子ども広場は、良く利用されており、本建設地に移設することで、この場所が多世代交流の核となる。</li> <li>・災害時に避難場所として活用できるように備蓄品の収納や炊き出しが可能なベンチ、シート等を被せることで雨風をしのげる遊具などを設置する。</li> <li>・規模については、駐車場等や建物との関係から、整備可能な広さとする。</li> </ul> <p>○防災子ども広場イメージ</p> <p><b>防災かまどベンチ</b> ※資料：備前市 HP より</p>  <p><b>災害時にテントとなる複合遊具</b> ※資料：東大阪市 HP より（善根寺公園）</p> 
<p>イベントゾーン・エントランスゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎等の玄関部にバス停を整備する。</li> <li>・新庁舎等の玄関まで車で近づける車寄せスペースを配置し、雨天時や日常的にも屋内空間と一体的に利用が可能となるよう整備する。</li> <li>・災害時には、物資の一時保管・配布スペースなどとして活用できるよう整備する。</li> <li>・規模の大きなイベントを開催する際には駐車場を利用するため、動線を考慮する。</li> </ul>
<p>駐車場ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロバス1台、普通車2台分の車庫及び消防格納庫（消防車両3台）兼防災倉庫を整備する。</li> <li>・上記を除く公用車29台分の駐車場は、その他の駐車場と区分し、カーポート等により雨をしのげるよう整備する。</li> <li>・その他の駐車場（来客、職員用）は176台以上とする。</li> </ul>

■配置ゾーニング案（地盤フラット・防災こども広場とエントランスゾーンの連携）



■地盤イメージ（※今後の設計により変更有）



①北側町道からのイメージ



②西側通路から東西道路をみたイメージ

## 5. 構造の検討

新庁舎の構造を検討するにあたっては防災拠点としての機能を有することを主眼とし、その基本的な方向性については以下のとおりである。

### (1) 防災拠点としての庁舎

- ・ 甚大な災害時に、災害対策本部としての機能が維持できるよう、電力供給機能、通信機能、給水機能、排水機能などの各インフラの整備や防災備蓄倉庫の設置、将来の防災機能強化にも対応できるスペースの確保を検討する。
- ・ 庁舎の耐震基準については、災害時、指令拠点として機能する必要があることから官庁施設の総合耐震計画基準より「災害対策の指揮、情報伝達等のための施設」基準である「構造体：Ⅰ類、建築非構造部材、A類、建築設備：甲類」の基準を確保する。
- ・ ハザードマップでは、建設地は高台にあって浸水は想定されておらず、豪雨によって町内の市街地等が浸水した場合は、新庁舎は防災拠点として機能を発揮できる位置にある。

### ■耐震安全性の分類

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	Ⅰ類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	Ⅱ類	A類	甲類
被災者の救助、緊急医療活動、消火活動等のための施設	病院、消防関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	Ⅰ類	A類	甲類
	上記以外の病院、消防関係施設	Ⅱ類		
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	Ⅱ類	A類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅰ類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅱ類	A類	
多数の者が利用する施設	文化施設、学校施設、社会教育施設、社会福祉施設	Ⅱ類	B類	乙類
その他	一般官公庁施設	Ⅲ類	B類	乙類

### ■耐震安全性の目標

部 位	分 類	耐震安全性の目標
構 造 体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

### (2) 新庁舎における構造の検討

- 耐震性能の構造には免震と耐震（強度型）があり、そのメリット、デメリットは次のとおりである。

	免 震	耐 震（強度型）
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震が発生しても、地震の揺れが建物に伝わりにくいようになっているため、損傷が少ない。</li> <li>地震が発生しても強度型に比べて揺れは抑えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広く一般に設計されているため、実績がある。</li> <li>建設費が免震構造よりも安い。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤と建物が別に動くため、建物内外が接続する箇所（EV、設備配管など）の設計に特殊工法を要するなど、建設費が耐震（強度型）よりも高い。</li> <li>設計期間及び工事期間が強度型より長くなる。</li> <li>点検費用及び更新費用が強度型より要する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の強度で地震に抵抗するため、外壁の亀裂など建物が損傷する可能性がある。</li> <li>地震時には免震型に比べ、揺れは大きくなる。</li> </ul>

- 新庁舎の目標延床面積は 3,500 m<sup>2</sup>であるため、敷地規模からみても2階または3階建てで十分に収まる施設規模である。
- 3階建てとした場合でも、免震構造とまでしなくても強度型の耐震構造とすることで、十分に耐震基準を充足する。この場合には、免震構造よりも安価に建設できるため、経済的にも有利となる。
- 強度型の耐震構造とした場合には、防災センター一部分に床免震の導入を検討する。

## 6. 機能構成の検討

### (1) 空間構成イメージ

- ・庁舎機能、防災センター機能、複合施設機能の空間構成は下図のようなイメージが考えられる。

#### ■鞍手町庁舎機能・防災センター・複合施設の空間イメージ



### (2) 部署配置の考え方

- ・新庁舎に配置する部署については、住民の利用度が高く低層部に配置した方が望ましい部署と、上層部でも配置が可能な部署に整理して配置する。

#### ■新庁舎において望ましい部署配置

	課 名	
上層部に配置	総務課	政策推進課
	管財課	産業振興課
	都市建設課	議会事務局
	監査委員事務局	
低層部に配置	会計課	税務課
	住民環境課	保険健康課
	福祉課 (包括支援センター)	子育て支援課 (子育て包括支援センター)
	上下水道課	教育課

※参考：機構改革後の行政機構図案

### (3) 新庁舎の主要な機能の空間構成

- ・新庁舎建設にあたって主な機能ごとの空間構成及び配慮すべき事項は、以下のとおりである。

#### ①窓口機能

##### (総合案内)

- ・玄関ホールに町民が気楽に相談できる窓口として総合案内を配置する。総合案内には、総合案内を行うスタッフの配置を検討する。

##### (待合スペース)

- ・待合スペースは、十分ゆとりのある空間を確保する。また、町民が余裕をもって待機できるよう窓口表示案内システムを導入し、番号表示モニターを設置する。

##### (授乳室)

- ・乳児や子ども連れで庁舎を訪れる親子のために、授乳室を設置する。授乳室には、流し台や母親が休憩できるスペースを設置する。

##### (サイン)

- ・誰にも分かりやすい認知性の高いものとし、ピクトサイン（イラストでわかりやすく表現されたサインのこと）表示とし、必要な個所には点字サインを設置する。
- ・ピクトサインは、ホールや通路から見やすい位置に配置するとともに、トイレなど施設の奥に配置された場合には、見やすい位置に誘導サインを設置する。

#### ②執務機能

##### (執務空間)

- ・町民の利用頻繁が高い部署が配置される1階は、カウンター方式とする。カウンターは、誰もがゆっくり座って手続きができるようにローカウンターを基本とするが、部署の状況に応じてハイカウンターも設置する。
- ・上層部は、基本的にローカウンターを設置する。
- ・関係する部署は連携を考慮し、ローキャビネットを配置し、空間にゆとりをもたせる。
- ・関係する部署間には、簡単な打ち合わせができるスペースを確保し、テーブルを配置する。
- ・個人情報やプライバシーに関する相談が必要な部署には、隣接する位置に相談室を設置する。

##### (会議スペース)

- ・会議室は、ワンフロアに1か所設置する。また、災害対策本部室は可動間仕切りを設置し、平常時には会議室や研修室などに柔軟に利用できるようにする。
- ・可動間仕切りで区画する災害対策本部は、区画ごとにテレビモニター等を設置し、視聴覚室も兼ねるようにする。

##### (町長室等)

- ・町長室、副町長室は上層階に配置し、応接室、会議室を隣接させる。また、町長室等はセキュリティに配慮し、外来者は窓口を通して出入りを行う動線とする。

### ③防災センター機能

- ・新庁舎に合築する防災センターには、災害対策本部（本部員、本部連絡員の執務スペース）、災害情報をもとに緊急対策の決定を協議する危機管理室（本部長、副本部長の執務スペース）、防災情報等を受発信する防災無線室、町内の情報を一元管理するサーバー室を配置する。
- ・防災センターは、耐震性、防火性に加えて、より地震に対する安全性を高めるため、強度型の耐震構造とする場合は当該箇所に床免震の導入を検討する。
- ・電力停電時にも対応できる自家発電設備を設ける。

### ④議会機能

- ・議場や委員会室、議員控室等の議会関係諸室は上層階に配置し、十分に議会機能が発揮できる空間を確保するとともに、セキュリティに配慮した動線とする。
- ・議場は、町民だれもが傍聴しやすいよう、議場までの動線、議場内の空間はユニバーサルデザインの視点で整備する。
- ・正副議長室には応接スペースを設置する。また、議会事務局を近接させる。

### ⑤福利厚生機能

- ・職員等の休憩や交流を図るための休憩室の設置を検討する。
- ・職員更衣室を男女別々に配置する。
- ・現場帰りで汚れた靴のまま庁舎内に入らないように、外部に足洗い場等を設ける。

### ⑥その他機能

#### （ATM 及び自動販売機）

- ・町民及び職員の利便性向上を図るため、ATM や自動販売機を1階フロアーに設置する。また、ATMは休日や時間外でも外から利用できる位置に設ける。

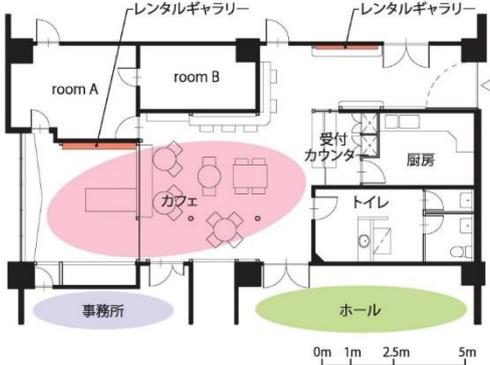
#### （倉庫、書庫）

- ・ワンフロアーごとに倉庫スペースを設置する。日常的に使用する書類等を置いている倉庫は執務空間に近接させる。
- ・長期保存するものは集約管理とし、別途、耐火構造の書庫を設ける。

#### (4) 複合施設の主要な機能の空間構成

- ・複合施設は保健ゾーン（総合福祉センター保健棟の機能の一部）と、交流ゾーン（多目的ホールと総合福祉センター福祉棟の機能の一部）を合わせた多様な施設となる。したがって、複合施設は、庁舎機能と密接に関係するため、連携に配慮した位置に設ける。
- ・複合施設内の交流ゾーンには、多世代が交流できるようなスペース（例：イベントスペース、町民同士・職員等が交流できるコミュニティスペース、待ち時間に親子が過ごせるキッズスペースや授乳室、カフェなど）を整備する。
- ・複合施設は、庁舎の時間外でも利用できるよう動線に配慮するとともに、その管理運営についても検討する。土日祝日などの閉庁日や、開庁時間外での使用も想定されることから、複合施設専用の出入口の設置、あるいは複合施設と庁舎との区分を明確にできるような仕切り（シャッターやドア）を設け、閉庁時の庁舎へ自由に出入りできないようセキュリティに配慮する。

#### ■交流ゾーンの参考イメージ

 <p>休憩・コミュニティスペース (100~150 m<sup>2</sup>)</p>	 <p>授乳室 (10~15 m<sup>2</sup>)</p>
 <p>キッズスペース (15~20 m<sup>2</sup>)</p>	 <p>情報発信スペース (20~30 m<sup>2</sup>)</p>
 <p>民間で運営する親と子どもの交流スペース（おしごとカフェ）</p>	

※資料：他都市事例より

## 第4章 事業計画に関する検討

### 1. 事業スケジュール

新庁舎建設にあたっての設計から建設までのスケジュールは以下のとおりである。

#### ■スケジュール概要

	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)
基本計画					
測量調査					
墓所移転等					
文化財調査					
基本設計・実施設計					
造成設計					
造成工事					
建設工事					
外構工事					
引越等供用開始準備					
新庁舎等供用開始					

## 2. 概算事業費と財源

新庁舎等建設にあたり、必要となる概算費用は約 36.1 億円となる。

財源については過疎債を主な財源とするが、できる限り一般財源の負担を抑制するため、今後も、活用できる補助金等に関する調査・研究を継続して行う。

### ■概算事業費

項目	概算事業費	備考
設計・調査等	約 2.2 億円	基本計画、基本設計、実施設計、工事監理、地質調査、測量等
工事	約 21.2 億円	造成、庁舎、防災センター、複合施設（保健ゾーン、交流ゾーン）、屋外整備（舗装）
その他	約 12.7 億円	敷地確保関連、屋外整備（緑化）、周辺道路整備、中央公民館改修等、その他（備品、引越し等）
合計	約 36.1 億円	

### ■財源

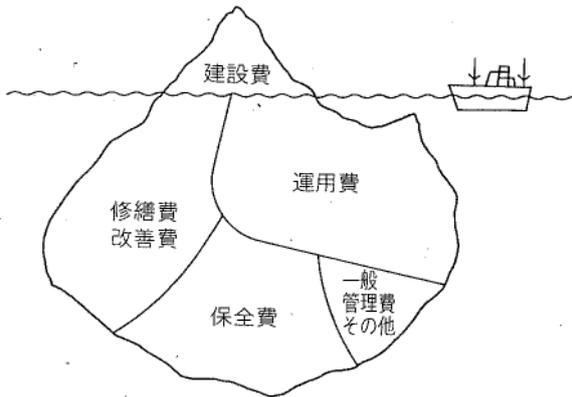
項目	概算事業費	備考
国庫補助	約 4.4 億円	社会資本整備総合交付金
地方債	約 23.2 億円	過疎債 10.1 億円、市町村役場機能緊急保全事業債 6.7 億円、公共施設等適正管理推進事業債 0.8 億、一般単独事業債 5.6 億
一般財源	約 8.5 億円	
合計	約 36.1 億円	

### 3. ライフサイクルコスト

ライフサイクルコストは一般に生産費用といい、企画設計段階、建設段階、運用管理段階及び解体再利用段階の各段階の総コストのことをいう。

建物は、竣工時から解体破棄されるまでの期間に下図に示すような費用を要し、建築年数を65年とした場合、維持管理費は当初建設費の3～4倍を要する。

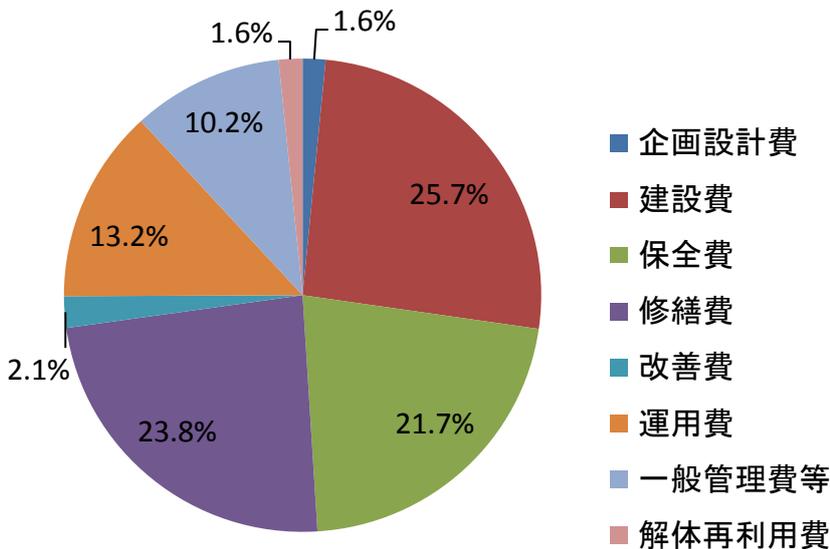
#### ■建設費とその他の費用との関係イメージ



・建築物のライフサイクルコストの構成を調べると、建設費は氷山の一角で意外に少ない。修繕費・運用費等が圧倒的な割合を占める

※資料：「建築物のライフサイクルコスト（H17年版）」より

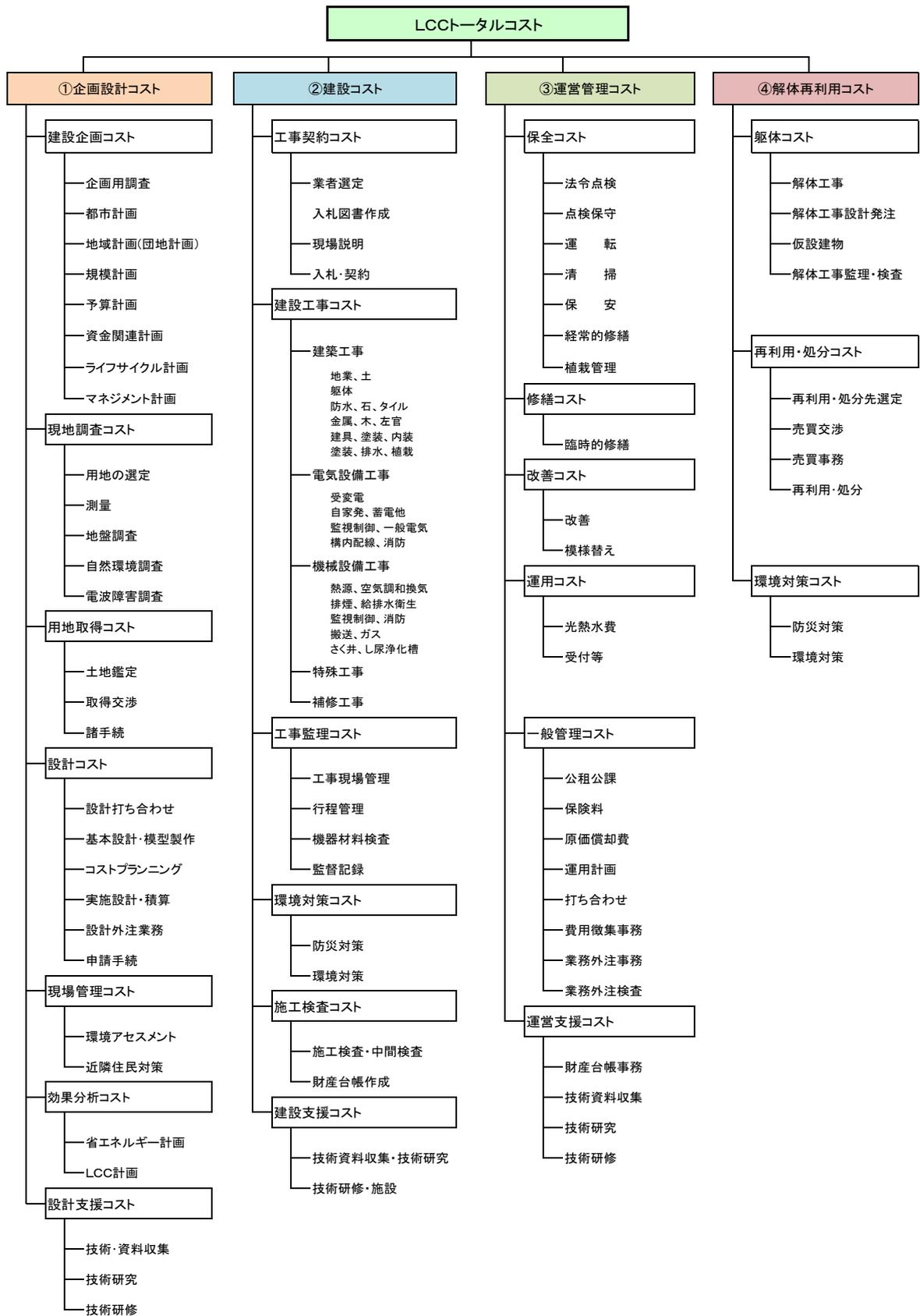
#### ■建設から解体までの総費用の内訳



○ライフサイクルコスト試算例  
 ・用途、面積：事務所ビル、3,444 m<sup>2</sup>  
 ・構造、階数：RC造、4階建て  
 ・使用年数：65年

※資料：「建築物のライフサイクルコスト（H17年版）」より

■参考：建築物のライフサイクルコスト項目の体系



※資料：「建築物のライフサイクルコスト (H17年版)」より

## 参考資料

### 1. 鞍手町庁舎等建設検討委員会設置要綱・委員名簿

#### (1) 鞍手町庁舎等建設検討委員会設置要綱

平成29年3月27日鞍手町告示第28号

(設置)

第1条 鞍手町庁舎等の建設に関し、その必要な事項について、総合的な見地から審議するため、鞍手町庁舎等建設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 庁舎等の建設に係る基本的事項に関すること。
- (2) 庁舎等の建設候補地に関すること。
- (3) 庁舎等の建設規模に関すること。
- (4) その他庁舎等の建設に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、13人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 町民の代表者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条各号に掲げる事項について検討及び協議が終了した日までとする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときに委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

選出区分	No.	選出母体	役 職	氏 名
各種団体の代表者 (1号委員)	1	鞍手町商工会	会 長	許 斐 英 幸
	2	鞍手工業団地協同組合	専務理事	松 山 進
	3	直鞍農業協同組合	専務理事	栗 田 美 和 ※H29.7.27まで
			理 事	小長光 隆 ※H29.7.28から
	4	鞍手町社会福祉協議会	会 長	由 衛 久 子
5	鞍手町男女共同参画ネット	会 長	小 島 美智子	
町民の代表者 (2号委員)	6	鞍手町区長会	会 長	小 川 和 男
	7	公募委員	—	郡司島 敏 亨
	8	公募委員	—	堀 角 泰 正
町長が必要と 認める者 (3号委員)	9	鞍手町議会	総務文教委員長	田 中 二三輝
	10	鞍手町農業委員会	会 長	相 葉 富 雄
	11	鞍手町教育委員会	委員長	藤 井 睦 彦
	12	鞍手町公民館運営審議会	委員長	有 田 勝 美
	13	鞍手町	副町長	阿 部 哲

委員長 藤 井 睦 彦  
副委員長 由 衛 久 子

(事務局) 総務課長 藤 原 光 徳  
総務課庁舎等建設推進係長 石 田 正 樹

## 2. 策定経緯

年月日	内 容
平成 29 年 05 月 31 日	第 1 回 庁舎等建設検討委員会の開催 (内容)・鞍手町庁舎等建設についての諮問 ・庁舎等建設に係るスケジュールについて ・庁舎等建設候補地の検討について
平成 29 年 06 月 08 日	第 2 回 庁舎等建設検討委員会の開催 (内容)・庁舎等建設候補地の検討について ・庁舎等建設の候補地について (一次答申) (案) について
平成 29 年 06 月 30 日 ～07 月 17 日	役場新庁舎建設に関する町民アンケート実施 対象：1,000 人 (住民基本台帳データから無作為抽出した 16 歳以上の町民) 回収状況：403 サンプル (回収率 40.3%)
平成 29 年 07 月 28 日	第 3 回 庁舎等建設検討委員会の開催 (内容)・庁舎等建設候補地に係る地質調査結果について ・庁舎等建設規模機能の検討について
平成 29 年 08 月 31 日	第 4 回 庁舎等建設検討委員会の開催 (内容)・庁舎等建設候補地の再検討について ・庁舎等建設に係るスケジュールの見直しについて ・庁舎等建設規模機能の検討について ・庁舎等建設に係る財源の検討について ・新庁舎等建設の基本方針について ・新庁舎建設に関するアンケート調査結果について
平成 29 年 09 月 25 日	第 5 回 庁舎等建設検討委員会の開催 (内容)・庁舎等建設の候補地及び規模機能について (中間答申) (案) について ・庁舎等建設の候補地及び規模機能について (中間答申)
平成 29 年 10 月 31 日	第 6 回 庁舎等建設検討委員会の開催 (内容)・庁舎等建設基本計画 (案) について
平成 29 年 11 月 01 日 ～11 月 30 日	庁舎等建設基本計画 (案) に対するパブリック・コメント実施 提出された意見：27 件
平成 29 年 12 月 08 日	第 7 回 庁舎等建設検討委員会の開催 (内容)・パブリック・コメントの実施結果について ・庁舎等建設基本計画 (案) について
平成 29 年 12 月 22 日	第 8 回 庁舎等建設検討委員会の開催 (内容)・鞍手町庁舎等建設基本計画 (案) について (最終答申) (案) について ・鞍手町庁舎等建設基本計画 (案) について (最終答申)

### 3. 諮問・答申

#### (1) 諮問書



29 鞍 総 庁 第 8 号  
平成 29 年 5 月 31 日

鞍手町庁舎等建設検討委員会  
委員長 藤井 睦彦 様

鞍手町長 徳島 眞次



鞍手町庁舎等建設について（諮問）

近年、日本国内においては大震災が多発しており、比較的安全と思われていた九州においても、昨年4月の熊本地震では自治体庁舎をはじめ周辺地域に大きな被害をもたらしました。

現在の本町役場庁舎の一部は、建築後60年が経過し耐震化も未実施で、同様の大規模な地震が発生した場合には崩壊の危険性があり、このような状況の中において、町役場庁舎が、まちの防災拠点として、また、町民が集い交流が図れるまちの拠点としての役割を果たすため、移転整備などの建て替え及び規模機能並びにそれらを含めた庁舎等建設の指針となる基本的な考え方を整理することに関して、鞍手町庁舎等建設検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、下記事項について貴委員会の意見を求めます。

記

#### 1. 諮問事項

- 1) 庁舎等建設の候補地
- 2) 庁舎等建設の規模機能
- 3) 1)及び2)を踏まえ作成する鞍手町庁舎等建設基本計画（案）

## (2) 中間答申書

平成 29 年 9 月 25 日

鞍手町長 徳 島 眞 次 様

鞍手町庁舎等建設検討委員会

委員長 藤 井 睦 孝

庁舎等建設の候補地及び規模機能について (中間答申)

平成 29 年 5 月 31 日付、29 鞍総庁第 8 号で鞍手町長から鞍手町庁舎等建設検討委員会に対し諮問された事項のうち庁舎等建設の候補地及び規模機能について、下記のとおり答申します。

### 記

鞍手町庁舎等建設に関する三つの諮問事項のうち 1) 庁舎等建設の候補地及び 2) 庁舎等建設の規模機能について当検討委員会において審議を行った結果、「【資料 11】庁舎等建設候補地の再検討について」及び「【資料 9】庁舎等建設規模機能の検討について」で示された推進本部案については、妥当と判断します。

なお、当検討委員会においての意見は、別紙「付帯意見」として提出しますので、決定に際しては考慮いただき慎重なご判断をお願いします。

## 【別紙】

## 付 帯 意 見

## 1. 候補地について

- (1) 「行政・防災・保健・福祉」の拠点となる役場庁舎、「医療」の拠点となるくらはて病院、及び「生涯学習・歴史文化・健康スポーツ・避難」の拠点である文化体育総合施設との連携を図り、それぞれの拠点を利用する住民目線及びまちのシンボルとしての景観などを考慮し、候補地内の最適な配置計画(ゾーニング)を検討すること。
- (2) 候補地は浸水想定区域外ではあるが、不測の事態に備え、候補地だけでなく周辺河川や道路等を含め、可能な限り災害対策に係るインフラ整備に努めること。
- (3) 候補地は町の中心地点ではないため、周辺部となる地域がより利用しやすい環境となるよう、地域公共交通体系の見直しを図りながら進めること。
- (4) 候補地近郊は更なる交通量の増加が予想されることから、周辺道路及び敷地内道路等の交通体系の整備改良に努めること。
- (5) 候補地に隣接する民有地については、一団の土地として可能な限り配置計画に含むよう調整に努めること。
- (6) 候補地内に存する石炭資料展示場については、近隣に類のない歴史文化施設であることから、より利用しやすく魅力ある施設となるよう事業費とのバランスを考慮し移転を進めること。
- (7) 候補地内に存する墓所の移転改葬や文化財調査については、スケジュールに留意しつつ、関係者との調整など慎重かつ丁寧に作業を進めること。

## 2. 規模機能について

- (1) 総合福祉センターの機能集約化にあたっては、地域福祉やボランティアの核となる鞍手町社会福祉協議会の移転についても検討すること。
- (2) 総合福祉センターは指定避難所であるため、当該施設近郊において代替となる避難所の確保に努めること。

- (3) 総合福祉センターの公園やイベントスペースとしての機能についても、配置計画の検討に含めること。
- (4) 総合福祉センターは比較的新しい施設であることから、閉鎖後の売却や活用などの処分に係る検討に早急に着手すること。
- (5) 集約先である中央公民館については、必要な改修等を行い、集約化による影響が出ないように努めること。

### 3. その他関連意見

- (1) 町の財政状況を勘案し、国による有利な財源等の適用期限である平成 32 年度末までの建て替え完了に努めること。
- (2) 厳しいスケジュールとなることが予想されるが、議会への報告や住民への周知など、丁寧な説明を行いながら進めること。

以上

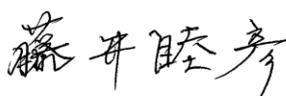
## (3) 最終答申書

平成 29 年 12 月 22 日

鞍手町長 徳 島 眞 次 様

鞍手町庁舎等建設検討委員会

委員長



鞍手町庁舎等建設基本計画（案）について（最終答申）

平成 29 年 5 月 31 日付、29 鞍総庁第 8 号で鞍手町長から鞍手町庁舎等建設検討委員会に対し諮問された事項のうち鞍手町庁舎等建設基本計画（案）について、下記のとおり答申します。

## 記

鞍手町庁舎等建設に関する三つの諮問事項のうち、庁舎等建設の候補地及び規模機能については、第 5 回検討委員会において中間答申を終えているところであり、残す「鞍手町庁舎等建設基本計画（案）」について、慎重に審議を行った結果、本基本計画（案）は妥当と判断します。

なお、当検討委員会においての意見は、別紙「付帯意見」として提出しますので、決定に際しては考慮いただき慎重なご判断をお願いします。

【別紙】

付 帯 意 見

1. 鞍手町庁舎等建設基本計画（案）について

- (1) 公共施設の集約を行うからには相応の対応が必要であり、渋滞緩和のための建設地周辺道路等の整備改良を含め、事業の実施にあたっては、近隣住民の方々に迷惑が掛からないよう配慮すること。
- (2) 建設地内に存する墓所の移転改葬については、事業費の増嵩に留意しつつ、関係者との調整など丁寧に作業を進めること。
- (3) 総合福祉センターの機能集約化に伴い福祉サービスの低下を招かないよう、行政と町社会福祉協議会とが連携を図ることのできる組織体制や配置の検討に努めること。
- (4) 総合福祉センターは、町内唯一の福祉避難所であることから、機能集約化にあたっては、庁舎等建設に併せてその機能を確保すること。
- (5) 機能集約先の一つである中央公民館の改修検討にあたっては、関係団体等との意見交換を十分に行之、より利用しやすい施設となるよう努めること。
- (6) 新庁舎の主要な機能として、会議室などの必要な諸室を確保するとともに、具体的な検討の際には、諸室の専用性の確保についても考慮すること。
- (7) 有利な財源等の適用期限である平成 32 年度末までの建て替え完了に努めるとともに、今後の事業執行段階においては、低価格かつ高品質な庁舎が完成するよう、透明性を確保しつつ適正な業者選定を行うこと。
- (8) 公共施設の集約化に伴い周辺地域となる方にも理解いただけるよう、基本計画の周知をしっかりと行之、住民説明会の際には、町の考え方を丁寧に説明すること。

2. その他関連意見

- (1) 住民の間では、庁舎等建設とくらはて病院移転建替えが一体的に進むということが広く認知されており、それぞれの事業が、有利な財源等の適用期限である平成 32 年度末までに建て替えが完了するよう努力すること。

以上

## 4. 役場新庁舎建設に関する町民アンケート結果の概要

### (1) 調査概要について

#### ①調査の目的

- ・役場庁舎がまちの防災拠点として、町民に対し安全・安心な行政サービスを提供し続けるためには、新庁舎や防災センターなどの整備が急務であることを踏まえ、町民の意向や意見を庁舎等建設基本計画に反映させることを目的に実施した。

#### ②調査の対象

- ・鞍手町の住民基本台帳データ（平成29年6月28日現在）から無作為抽出した16歳以上の1,000人の町民の方（男女同数）

#### ③調査の期間

- ・平成29年6月30日（調査票発送日）から平成29年7月17日（返送締切日）まで

#### ④調査の方法

- ・調査票を郵送により配布し、回答済の調査票は、同封の返信用封筒を用いて郵送により回収した。

#### ⑤配布・回収の状況

配布数	回収数	回収率
1,000	403	40.3%

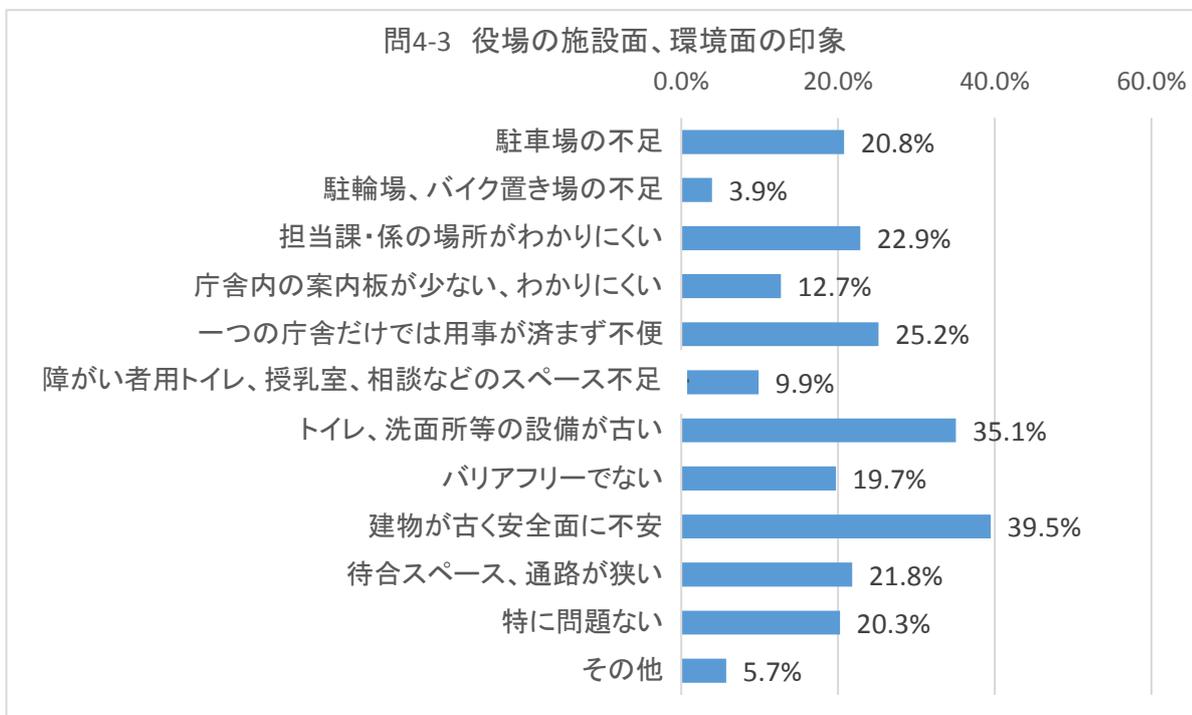
## (2) 調査結果の概要について

### ①回答者の属性

- ・年齢は、「70歳以上」の割合が最も高く 34.7%、次いで「60歳代」が 26.1%。60歳代以上で6割以上を占めた。
- ・住まいは、「古月地区」の割合が最も高く 36.7%、次いで「剣地区」が 33.7%、「西川地区」が 27.0%。
- ・職業は、「無職」の割合が最も高く 33.7%、次いで「会社員、団体職員」が 22.8%。

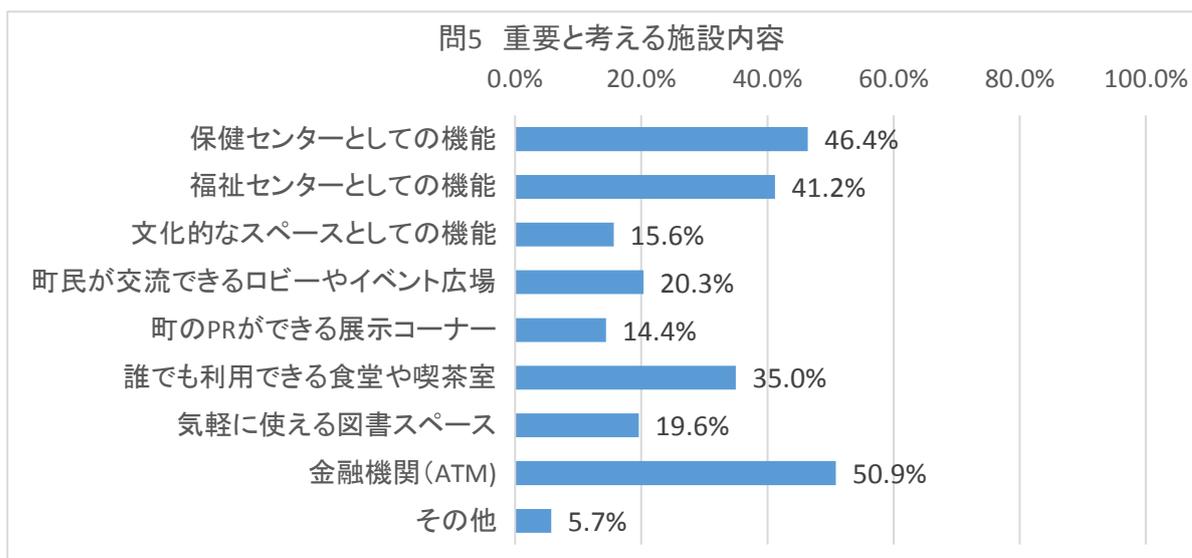
### ②現在の庁舎の利用状況等

- ・役場の利用状況は、利用したことが「ある」が 95.5%。
- ・昨年度1年間（平成28年4月1日～平成29年3月31日）に、役場を訪れた回数は、「2～3回」の割合が最も高く 38.7%、次いで「4～6回」の 21.8%。複数回訪れた方が7割以上を占めた。
- ・役場までの交通手段は、「自家用車」の割合が最も高く 83.1%。他の交通手段はいずれも1割未満であり、自家用車の占める割合が圧倒的に高い。
- ・現在の役場の施設面、環境面は、「建物が古く安全面に不安」の割合が最も高く 39.5%、次いで「トイレ、洗面所等の設備が古い」が 35.1%、その他の意見では「暗い」、「車の出入りがしにくい」などの意見があった。
- ・役場を訪れる目的は、「戸籍、住民票、印鑑証明」の割合が最も高く 79.2%、次いで「国民保険、国民年金」が 29.1%。



### ③新庁舎に求める機能や役割

- ・重要と考える施設内容は、「金融機関（ATM）」の割合が最も高く 50.9%、次いで「保健センターとしての機能」が 46.4%、「福祉センターとしての機能」が 41.2%であった。この3項目が4割以上を占めた。その他の意見では「文化的、福祉的機能・施設」や「子どもが遊べるスペース（公園）」という意見があった。
- ・重要と考える周辺整備は「出入り口のための道路や信号」の割合が最も高く 56.1%、次いで「避難所、備蓄倉庫、救援物資の集積所」が 50.9%。この2つの項目が半数以上を占めた。その他の意見では、行政サービスの集約化や町の中心に建設といった「中心拠点の形成」や「交通の利便性が高い」といった意見があった。



### ④自由意見

- ・自由意見として、157 件の意見があった。それらを分類すると「交通利便性の高い庁舎」との意見が最も多く 18 件、次いで「施設の集約化・連携」との意見が 16 件、「バリアフリーな庁舎」との意見が 15 件であった。この他にも、「コンパクトな庁舎」や「安全・安心な庁舎」、「利便性の高い庁舎」といった意見があった。また、「多世代が交流できる庁舎」、「子育てに優しい庁舎」などの意見もあった。

### ⑤まとめ

- ・現庁舎については、老朽化が進んでいることもあり、安全面や設備面で不安とを感じる人が多い結果となった。また、車の出入りがしにくいという意見もあった。
- ・新庁舎については、自家用車で来庁する方が多く、出入り口のための道路や信号の整備を求める意見が多い。また、高齢化が進む中で、公共交通を含めて交通利便性の高い庁舎や様々な施設が立地している「まちなか」への建設を望む意見があった。
- ・複合的な施設の整備にあたり、保健センターや福祉センターの機能の整備を求める意見が多い結果となった。これは、現在、行政機能が分散されていることを反映しているものと考えられる。この他、施設の集約化や施設間の連携を望む意見や身の丈にあったコンパクトな庁舎を求める意見があった。
- ・近年、各地で大規模な災害が起こっていることもあり、災害が起きても機能する安全・安心な庁舎を求める意見も多くあった。

## 5. 庁舎等建設基本計画（案）に対するパブリック・コメントの実施結果

### （1）意見募集の概要について

募集期間	・平成29年11月1日（水）～平成29年11月30日（木）
周知方法	・町ホームページ ・公共施設（役場庁舎2箇所、中央公民館、総合福祉センター）へのポスター掲示及び同施設での閲覧
提出方法	・指定様式での提出（窓口への持参、郵便、FAX） ・町ホームページから提出（パブリック・コメント専用フォームへの入力）

### （2）実施結果と対応について

- ・パブリック・コメントで提出された意見に対する町の考え方は、基本計画（案）の趣旨に概ね沿ったものであることから、基本計画（案）における記載内容の修正及び文言の追加等は行わないこととする。
- ・実施結果の総括は次のとおりであるが、区分A及びCの意見については、今後の設計段階において反映または参考の検討を行うものとする。

項 目	件数	区分			
		A	B	C	D
第1章 建設計画に関する検討	8				8
1. 建設地について	8				8
2. 建設地の現状調査					
3. 敷地条件の整理					
第2章 新庁舎建設の基本方針	3			1	2
1. 上位計画の位置付け	2			1	1
2. 基本方針	1				1
第3章 建築計画条件の検討	7		1	5	1
1. 新庁舎等の規模検討					
2. 新庁舎等における諸室の考え方	6			5	1
3. 駐車場及び駐輪場の必要台数					
4. 建設地における建設条件					
5. 構造の検討					
6. 機能構成の検討	1		1		
第4章 事業計画に関する検討	3			3	
1. 事業スケジュール					
2. 概算事業費と財源	3			3	
3. ライフサイクルコスト					
その他	6			2	4
I. 基本計画（案）への総体意見	2			2	
II. 基本計画（案）に記載されていないが関係性がある意見	1				1
III. 基本計画（案）とは直接関係しない意見	3				3
合 計	27		1	11	15

※区分の説明

A…意見を計画等に反映するもの

B…意見が既に反映されているもの

C…意見を今後の参考とするもの

D…意見を反映する見込みのないもの

### (3) 提出された意見と町の考え方について

- ・パブリック・コメントで提出された意見と町の考え方は、以下のとおりである。
- ・提出された意見は基本的には原文のまま掲載するが、基本計画（案）の内容に対する意見以外の個人に対する意見などは省くものとする。（誤字脱字は一部修正）
- ・同一の意見者から提出された意見が多岐にわたる場合には複数の項目に分けて記載をする  
が、その際に意見趣旨以外の文言を省く場合がある。

## ■第1章 建設計画に関する検討

### 1. 建設地について

No	提出された意見	町の考え方	区分
1	病院は現在場所から野球場へ移転予定で、役場も確かに耐震等で新設は理解出来ますが、中央公民館近場で病院も新築予定、役場近く、中学も近くて集中し過ぎでは？地震、災害時に機能分散が宜しいかと。	町が実施した庁舎に関連する設問のある直近のアンケート調査（平成28年3月都市計画マスタープラン見直し時）では、これからの町の中心部として「鞍手インターチェンジ周辺」「中央公民館周辺」といった、いわゆるL字ライン上が上位を占め、その中心部を活性化させるためには、「公共的施設の集約が重要」との結果が出ており、第5次総合計画及び都市計画マスタープランの中で「都市機能拠点（まちなか）」の整備として都市機能の集約の方針を掲げました。	D
2	今の役場の場所は、長い間町民に定着しており役場の移転の声は聞かない。役場の建替えは役場の横にかなり広い空地があるのでそこにすればいい。 現在、中山の特定の地域に、鞍手中学校、スーパー等の商業施設、公民館等の文化体育施設があり、そこに役場も移転するのは集中のメリットよりもデメリットの方が多くなると思う。鞍手町に便利の良い地域と便利の悪い地域が分けられ、不便な地域が多数出てくるのではないだろうか。今、室木、西川、新延、古月の各小学校生徒数が少なく、将来、限界集落が多数出てくるのではと危惧しています。そこそこの地域に役場等のいろいろな施設があつて鞍手町が全体的に発展するのではないのでしょうか。	庁舎等建設地についても、この方針を軸に、10年、20年先ではなく50年、60年先のまちづくりを見据え、大きく「まちづくり」、「安全安心」、「利便性」、「財政面」の4つの視点で検討を行いました。 現在の役場庁舎は町全体の中央部ではありますが、建築後60年が経過した今、その周辺は発展したわけではありません。むしろ、公共的施設が点在していることで、利用者は用件ごとに大きな移動を伴い、特に自家用車を利用できない高齢者の方などにとっては非常に不便な状況ではないかと考えています。	D
3	現在（現庁舎）の場所の横の空地があるから、そこに建てたらいいと思う。	今回の役場庁舎や病院の建替えといった機会を捉え、都市機能の集約によりしっかりと「核」となる場所を形成し、それを周辺地域に波及させていくことがコンパクトなまちづくりを進める上で重要であり、既に一団の公共施設が集約され、くらべて病院も町立野球場に移転予定である中央公民館周辺は、最も「核」として適している場所だといえます。	D
4	北中学の再利用や南中の再利用は可能か？	また、行政機能の集約化による利便性の向上と、将来を見据えた施設保有面積の人口規模に応じた抑制の観点から、新庁舎建設にあたり、総合福祉センターを廃止し、その一部機能を複合施設として整備することとしており、総合福祉センター芝生広場の代替となる防災子ども広場や駐車場を確保するためには、一定規模の敷地面積が必要となりますので、町立体育館南側の空地では計画規模の敷地面積は確保できません。	D
5	旧鞍手北中学校の跡地及び農協跡地と現庁舎を利用し、「少ない金額で再整備ができ」再利用ができると思います。そして大きな資金の節約になると思います。	庁舎等建設地は、確かに、墓地、石炭資料展示場等の移転を伴い、その関連費用も必要となりますが、主要幹線道路に接しており、60年先においても、まちのシンボルとして機能する「最適地」であると考えています。	D
6	広き場所的に病院が移設後の現在病院跡地に役場建設も宜しいかと。		D
7	庁舎建設予定地は、墓地、石炭資料館の移転、旧会社物件の処理と駐車場を壊してまで建設をしなければならないのでしょうか。むしろ、町立体育館の南側に町有地で用地買収をしなくてよい大きな空き地があり活用しない訳がないと思います。		D
8	鞍手町立体育館南側の空地について、町有地であり、用地買収が不要であり、3階建ての庁舎建設ができれば、町民に対し、安全、安心な行政サービスを提供できると思います。また、交通面について中央公民館、鞍手中学校を中心に、バス路線の再計画が立ち、各方面に町民のサービスもできると思います。		D

## ■第2章 新庁舎建設の基本方針

### 1. 上位計画の位置付け

No	提出された意見	町の考え方	区分
1	<p>交通アクセスの利便性を強調し、あたかもL字ラインが鞍手町にとって最大限に有効活用できるかのごとくうたっているが、このルートは鞍手町全体から見るとほんの一部分に過ぎず、急速に高齢化が進む中、高齢者による交通事故の多発や免許返納が世の流れとなりつつある今、永谷、古門並びに室木地区を始めとする地域の方々が、公共交通機関を利用したとしても、この公共施設の集約を「まちなか」と捉えどこまで利便性の向上と理解するであろうか？</p>	<p>建設地選定の経緯や都市機能の集約の必要性については前述のとおりですが、平成29年7月に実施した役場新庁舎建設に関する町民アンケート調査でも、「交通利便性の高い庁舎」や「施設の集約化・連携」を求める意見は多く出されており、民意として捉えています。</p> <p>公共施設が集約されることで、地域公共交通体系を一所に集中することができ、ダイヤ改正による増便などの対応も可能となるのではないかと考えています。</p>	D
2	<p>公共施設の集約化による行政運営の効率化及び町民一人当たりの延床面積について述べてあるが、それは行政側からの目線であって、面積が問題ではなく、その面積に伴った福祉事業にどう取り組んできたか否かである。ここで示されている基本方針（公共施設等総合管理計画）の面積と福祉関連事業の正当性が見えない。そこが、これから高齢社会となる鞍手町民が一番知りたいところと考える。</p>	<p>公共施設等総合管理計画は、町が保有するすべての公共施設の管理に関する考え方を定めた計画であり、町民1人当たりの延床面積（公共施設保有面積と同義）が、全国平均の倍以上となっていることから、施設の複合化・集約化及び廃止・撤去を検討していくことを目標に掲げています。</p> <p>当然、町として福祉事業にどう取り組んできたかが問われることであり、それは面積の問題ではないと考えます。言い換えれば施設の集約化により面積を縮小することが福祉の後退となるとは言えませんし、むしろ今以上に福祉・保健事業に取り組めるよう庁舎に付帯させる複合施設の整備を充実させたいと考えています。</p> <p>また、急激に進む高齢化社会に対応するためには、国が掲げる「地域包括ケアシステムの構築」への取り組みが重要となります。今後、町、町社会福祉協議会と地域医療を担うくらすて病院とが連携をし、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を行うためにも、集約化を進めていくことが必要となっています。</p>	C

### 2. 基本方針

No	提出された意見	町の考え方	区分
1	<p>新庁舎に付随する施設を災害時の「避難」の拠点と位置付けされているが、テレビでも再三放映されているとおり、避難指示が発令されて初めて行動に移す人間の心理が問題視されている昨今、果たして集約された「避難所」まで公共機関がマヒしたことを前提として考えた場合、障がい者並びに高齢者（特に高齢単身者）がたどり着くことができるのであろうか？</p> <p>現在、行政がハザードマップに記している「指定避難所・緊急避難場所」を利用者側の利便性に沿った形で再整備を優先すべきと考える。</p>	<p>中央公民館を含む文化体育総合施設群は避難時の収容人員が大きく、また、防災拠点として役場庁舎が隣接することにより、避難の拠点として位置付けたものであり、学校施設などの地域における指定避難所や指定緊急避難場所を廃止し集約するわけではありません。有事の際にはこれまでどおり最寄りの指定避難所及び指定緊急避難場所に避難していただくことになります。</p> <p>また、交通網やライフラインが寸断されるような大規模な災害が発生した場合には、町民グラウンドを臨時ヘリポートとして指定していますので、ヘリコプターによる避難拠点への搬送を想定しています。</p>	D

■第3章 建築計画条件の検討

2. 新庁舎等における諸室の考え方

No	提出された意見	町の考え方	区分
1	総合福祉センターの入浴施設について、年間2万数千人の利用があり、高齢者にとって憩いの場でもあり、町民のふれあいの場でもあります。今、鞍手町全体がコンパクトシティに向けて動いているのは分かりますが、必要なもの、町民、子どもたちが楽しめる場を奪うようなことは断固反対です。くらて学園のようなものこそ廃止すべきだと思います。ふる里に帰ってくる孫たちも、地域の公園も老朽化し遊ばせません。	総合福祉センター福祉棟の入館者は、平成28年度が延べ24,882人(85人/日)であり、ピーク時である平成13年度の延べ85,755人(291人/日)の約3割程度まで落ち込んでいます。また、設備も老朽化しており、使用料収入を差し引いても維持管理に多額の負担があることから、今年度末をもって廃止する方針となっています。 町としても高齢者にとっての憩いの場であることは承知しておりますが、浴場があることだけが福祉ではなく、子どもから高齢者まで幅広く活用できる居場所づくりが大事ではないかと考えています。	C
2	以前より、鞍手町には子どもとお年寄りの遊ぶところがないのに、くらの郷の遊具をなくしたり、近隣の住民の方が朝から風呂に入り一日友人と語らって有意義に過ごせるくらの郷を閉鎖されるのは非常に残念に思う。どうせなら、くらて学園などを打ち切ってもらいたい!!くらいです。	新庁舎等建設にあたっては、子どもたちが楽しく遊べる「防災子ども広場」や、複合施設内の交流ゾーンとして、高齢者サロンなどを開催できるコミュニティスペース、親子で遊べるキッズスペースやカフェなど、多世代が交流できるスペースを確保することを計画しています。 なお、本町においては、国が提唱する地方創生の下、第5次総合計画及び総合戦略を策定し、さまざまな事業を実施しています。 その中の一つに「くらて学園」や、著名人等を活用した「情報発信」が含まれ、両事業ともに、地方創生の観点から先駆性を認められ国の補助事業(財源は国庫補助)として採択されました。	C
3	くらの郷の郷の設備が古いとの事ですが、多分入浴、風呂と思いますので、現在の老健の建屋をくらの郷の入浴施設として利用し展望露天も格別と思います。	くらて学園は、統廃合した両中学校の活用策について、町の附属機関である中学校跡地等利用検討委員会で検討した活用策の一つであり、国や他自治体からも大きな注目を浴びている事業です。また、著名人を活用した情報発信については、シティプロモーションの一環として、インターネットはもとより、さまざまな媒体を活用した総合的な情報発信により本町の認知度向上を推進しており、中でも情報発信に大きな影響力を持つ著名人を活用することで、効果的なPR活動の役割を担っていただいています。	D
4	ボランティア関係のスペース等について ①ボランティア活動を行うために各種機材あるいは資材を保有しております。そのためそれらの保管場所を確保しておくことは極めて重要なことです。そこで保管庫設置についてご検討をお願いします。 ②点字サークルでは、点字への変換作業に際し、特殊な機材を使用し、またその使用に際しては騒音の発することはやむを得ないことで、そこでできれば防音の作業室などが必要ではないかと思われます。 ③ご存知のようにボランティア事業は収益活動は概ね禁じられております。そこで当会としての唯一の資金源を、自販販売機からの手数料に頼っていました。活動を充実発展させるためには資金の確保は必要不可欠な要件です。そこで新庁舎ないし中央公民館に設置されるであろう自販機の数台をボランティア活	役場庁舎、中央公民館及び総合福祉センターに分散している行政機能の集約化による利便性の向上と、将来を見据えた施設保有面積の人口規模に応じた抑制の観点から、新庁舎建設にあたっては、総合福祉センターを廃止し、その一部機能を庁舎複合施設及び中央公民館等に集約化することとしています。 現在のところ、総合福祉センターのボランティアルームや障がい者・高齢者支援室、機能訓練室などの機能やスペースは中央公民館等において確保することとしていますが、中央公民館についても、今後30年～40年程度使用していけるように新庁舎の建設に併せリニューアルすることとしています。 具体的な部屋の配置や改修の方法などは、今後の設計業務の中で決定していきますので、それぞれに必要な機能や規模要件については、主管課である福祉人権課や保険健康課	C

	動資金の資金源として位置付けさせていただけないものかと考えております。	を通じて改めて意見をお聞きし、設計に反映していきたいと考えています。	
5	中央公民館1階事務室に、総合福祉センター管理棟の障がい者・高齢者支援室等が移転先に想定されているが、移転を機会に障がい者ルームと高齢者ルームに分割して間仕切りについて検討をお願いします。		C
6	<p>高次脳機能障害者の会「エール」は、事故や病気の後遺症で高次脳機能障害を発症した者とその家族が集まり、社会復帰に向けた機能回復のための訓練を、平成18年から11年間継続して毎週木曜日に鞍手町総合福祉センター機能訓練室にて活動しています。</p> <p>活動の内容は「記憶力、集中力向上のための能力トレーニング」「パソコン」「鞍手町童謡唱歌の会の皆さんとの音楽療法」「講師を招いての高次脳機能障害の勉強会」「体の機能回復のためのスポーツ」「調理実習のためのパン教室」などです。現在は環境の整った機能訓練室を利用させていただき、充実した活動ができ感謝しています。</p> <p>この活動を続けていくためには、現在利用している総合福祉センター機能訓練室のような①室内のバリアフリー、②車いすでも移動しやすい広いスペース、③車いすで使用できるトイレ、④調理室の利用、⑤訓練に集中できる環境、⑥駐車場から建物へのバリアフリーが必要です。このことから、現在のままの中央公民館では困難です。</p> <p>今回の庁舎等建設基本計画を見ますと、上記のような環境がないように見受けられ大変不安です。私たちの活動が続けられますようご配慮をお願いします。また、この活動は会員の会費で運営しており、使用料を払っての活動は無理な状態です。</p> <p>以上のことから、従来どおり毎週木曜日に鞍手町総合福祉センター機能訓練室のような場所で、「社会復帰に向けての訓練」を続けていけますようにご配慮をお願いします。</p>		C

## 6. 機能構成の検討

No	提出された意見	町の考え方	区分
1	高齢化社会に対応したバリアフリーをお願いしたいと思います。	<p>役場庁舎は、高齢者、障がい者、外国人など多様な人々が訪れる施設であり、誰もが利用しやすい施設となるように、バリアフリー法に基づく設計はもちろんのこと、駐車スペースから庁舎内部への分かりやすくスムーズな動線を実現します。また現庁舎にはないエレベーター等を設置することで縦の移動も円滑にします。</p> <p>利用する町民の方の利便性の向上はもちろんのこと、庁舎内で働く職員にとっても、効率的・効果的な業務を行うことができる適切な職場環境が整った新庁舎とします。</p>	B

## ■第4章 事業計画に関する検討

### 2. 概算事業費と財源

No	提出された意見	町の考え方	区分
1	<p>昨年8月、西日本新聞に鞍手町の談合に関する記事が出されていますが、この問題は解消されているのでしょうか？</p> <p>以下記事の冒頭です。「福岡県鞍手町が2011～15年度に発注した公共事業493件の8割超が落札率（予定価格に対する落札価格の割合）95%以上だったことが町などへの取材で分かった。このうち2割以上が99%台で、落札の上限価格である予定価格ぎりぎりに張り付いていた。」</p> <p>この新庁舎建設は公共事業にあたり、建設業者は落札で決まるのでしょうか？この問題の建設前の解消と、町民への落札状況の分かりやすい公表を要望します。</p>	<p>町では、指名競争入札の際、予定価格漏えいによる不正入札を防ぐ目的で、建設工事に係る予定価格を公表しており、適正な入札執行を行っています。</p> <p>確かに新聞報道のように本町の落札率が高いことは認識していますが、他自治体においても、予定価格等の公表に係る対応はさまざまで、どの手法が正解だということはありません。新庁舎等建設に限らず公共事業全般においては、低価格かつ高品質であることが求められ、例えば、最低制限価格公表へと切り替えた場合には、最低制限価格と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生じることが懸念されるなどのデメリットもあります。</p> <p>町としても少しでも低い金額で契約し、高品質な庁舎が完成するよう努めていく必要があります。新庁舎等建設などの技術的難易度が高く、規模の大きい工事の予定価格については、事業者の積算能力が入札に反映されると考えられるため、事後公表とするなどといった対応の見直しについて検討しています。</p> <p>なお、公共事業のうち250万円以上の建設工事の入札結果については、町ホームページにおいて月ごとに公表しています。（担当窓口ではすべての入札結果を公表しています。）</p>	C
2	<p>病院、役場の新設で約100億？の借金は大丈夫か？</p>	<p>新庁舎等建設に係る概算事業費については、現段階において36億650万円と試算しています。財源の構成としては、補助金や交付税措置などで総事業費の36.9%、13億3,245万3千円が算入され、一般財源を含む実質的な負担としては63.1%、22億7,404万7千円となると見込んでいます。</p> <p>また、くらて病院整備基本構想では、新病院建設に係る概算事業費として65億3,680万円、財源は、交付税措置で総事業費の46.8%、30億5,748万円が算入され、自己資金を含む実質的な負担としては53.2%、34億7,932万円となると見込んでいます。</p>	C
3	<p>莫大な建設費の掛からないようにし、町の財政を考慮して、健全堅実を目指すことが大事だと思います。</p>	<p>役場庁舎、病院ともに、財源の多くは地方債（借金）ということになりますが、役場庁舎については、庁舎等建設に伴う借り入れの償還開始時期の近くで、現在続いている別の大きな償還が終了し、償還額全体のうち実質的な負担はほぼ横ばいで推移するため、大幅に負担が増えることはないと判断しています。また、病院については、くらて病院が償還しますので、町の負担はありません。</p> <p>健全財政を維持していくため、事業費を抑えることは当然のことですので、今後の基本設計・実施設計段階において内容を厳しく精査し、少しでも負担を減らす努力を行っていきます。</p>	C

■その他

I. 基本計画（案）への総体意見

No	提出された意見	町の考え方	区分
1	今般、庁舎等建設基本計画（案）について意見を求められましたが、求めることが逆ではないかと思えます。最初まず住民に意見、要望を聞くため公聴会を3地区で開催していただきかった。そこで予算の立て方、建設の方法や遊休地の土地利用も変わってくると思えます。しかし、近年の新聞に2050年頃に県内市町村が消えるところは鞍手町が第1位であることも、鞍手に住む我々はよくよく考えることではないかと思えます。	この基本計画は、庁舎等建設に向けて、新庁舎の候補地、規模機能並びに今後の設計等の指針となる基本的な考え方を定めるものであり、町の附属機関である庁舎等建設検討委員会に諮問し、アンケート調査を実施するなどしながら案の作成を進めてきました。 これからのスケジュールとしては、年内を目途に基本計画を策定し、住民の代表である議会へ報告した後、年度内にはこの基本計画についての住民説明会を開催したいと考えています。	C
2	最低限、行政区まで出向いて「くらて病院」並びに「新庁舎」の基本計画のあり方について町民に説明がないため、最初から主要幹線（L字ライン）ありきで基本計画が進められていると思われても仕方がない。新庁舎建設は賛成であるが、後世に負を残すことのないよう希望する。	開催場所や日程が決定しましたら、改めて広報紙やホームページを通じてお知らせします。	C

II. 基本計画（案）に記載されていないが関係性がある意見

No	提出された意見	町の考え方	区分
1	くらて病院建設予定地は、地盤は悪いし、野球場を取り壊す費用も掛かります。町民野球場の上になぜ建設をするのですか???	くらて病院整備基本構想では、移転候補地として町立野球場を選定しました。（※移転候補地の選定結果については、同基本構想30ページ参照。） 町立野球場の地質調査の結果では、中央部の支持地盤が深く、杭工事等の経費を少しでも抑えて建設するには、中央部への建築を避ける必要がありますが、その他のエリアでも十分に建築面積を確保できることから、地盤の問題で町立野球場に新病院を建設することが不可能だということはありません。	D

III. 基本計画（案）とは直接関係しない意見

No	提出された意見	町の考え方	区分
1	現在のくらて病院の奥には、広い駐車場を大いに活用して建設をすれば、安くて早く経費も大幅に減額ができると思えますが、そういった計画をしてほしい。	くらて病院整備基本構想では、新病院の敷地規模として20,000㎡以上を確保することを想定しており、現病院西側駐車場が約5,000㎡しかないことを含め、現地における増築や建替えは困難であると判断しています。（※現地建替え可能性の検討については、同基本構想22ページ参照。）	D
2	くらて病院について、これまでのくらて病院の駐車場「病院車庫」の上にある広大な駐車場に建設をすれば、旧の病院は、そのままの運営を続けていき、広大な駐車場に新病院を建設していけば何の障害も発生しないと思えます。したがって、病院の運営と建設ができ、両方に対して安心してやっていけると思えます。		D
3	病院と老健の一体化建設を。患者や利用者さんの意見では、病院と老健は一体物で同じ敷地が便利で利用者さんも助かります。		D

# 鞍手町庁舎等建設基本計画

平成 29 年 12 月発行

編集・発行 鞍 手 町

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 3705 番地

TEL 0949-42-2111 FAX 0949-42-5693

町公式 HP <http://www.town.kurate.lg.jp>

町公式 FB <http://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

「ふっ」と笑顔になる。  
「て」を伸ばせば望みに届く。  
探せば「ふく」も見つかる。  
ふっくらくらて。



**【ふっくら くらて】 [名詞]**

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バショについて、  
良いところを見つけ出し、育て、デザインすること  
によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。

「ふっくらくらて」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。